

# 予 算 常 任 委 員 会

日 時 令和3年3月23日（火） 午前10時  
会 場 本庁舎 牛久市役所議場

委 員 9名  
委員長 須 藤 京 子  
副委員長 鈴 木 勝 利  
委 員 利根川 英 雄  
遠 藤 憲 子  
市 川 圭 一  
秋 山 泉  
諸 橋 太一郎  
山 本 伸 子  
長 田 麻 美

|                |         |         |
|----------------|---------|---------|
| 説明員            | 市 長     | 根 本 洋 治 |
| 副 市 長          | 滝 本 昌 司 |         |
| 教 育 長          | 染 谷 郁 夫 |         |
| 市長公室長          | 吉 川 修 貴 |         |
| 経営企画部長         | 吉 田 将 巳 |         |
| 総 務 部 長        | 植 田 裕   |         |
| 市 民 部 長        | 高 谷 寿   |         |
| 保健福祉部長         | 内 藤 雪 枝 |         |
| 環境経済部長         | 藤 田 聡   |         |
| 建 設 部 長        | 山 岡 孝   |         |
| 教 育 部 長        | 川 井 聡   |         |
| 議会事務局長         | 滝 本 仁   |         |
| 会計管理者          | 飯 島 希 美 |         |
| 秘 書 課 長        | 稲 葉 健 一 |         |
| 広報政策課長         | 植 田 英 子 |         |
| 経営企画部次長兼政策企画課長 | 柳 田 敏 昭 |         |
| 創生プロジェクト推進課長   | 関 達 彦   |         |
| 財 政 課 長        | 糸 賀 修   |         |
| 総 務 部 次 長      | 中 山 智恵子 |         |
| 総務部次長兼管財課長     | 野 口 克 己 |         |
| 総 務 課 長        | 吉 田 充 生 |         |

人 事 課 長  
 契 約 検 査 課 長  
 税 務 課 長  
 収 納 課 長  
 市 民 部 次 長  
 市 民 活 動 課 長  
 総 合 窓 口 課 長  
 システム管理課長  
 地 域 安 全 課 長  
 地 域 安 全 課 参 事  
 防 災 課 長  
 教育委員会次長兼教育企画課長  
 教育委員会次長兼生涯学習課長  
 学 校 教 育 課 長  
 学校教育課 学校建設対策監  
 指 導 課 長  
 文 化 芸 術 課 長  
 スポーツ推進課長  
 中 央 図 書 館 長  
 保 健 福 祉 部 次 長  
 社 会 福 祉 課 長  
 高 齢 福 祉 課 長  
 こ だ も 家 庭 課 長  
 保 育 課 長  
 健康づくり推進課長  
 医 療 年 金 課 長  
 環 境 経 済 部 次 長  
 環 境 政 策 課 長  
 廃 棄 物 対 策 課 長  
 農 業 政 策 課 長  
 商 工 観 光 課 長  
 建 設 部 次 長  
 建設部次長兼下水道課長  
 都 市 計 画 課 長  
 空 家 対 策 課 長  
 建 築 住 宅 課 長  
 道 路 整 備 課 長  
 農業委員会事務局長

二野屏 公 司  
 神宮寺 昌 志  
 晝 田 典 義  
 山 岡 三千男  
 小 川 茂 生  
 栗 山 裕 一  
 大 里 真 紀  
 斎 藤 正 浩  
 齋 藤 勇  
 大 脇 俊一郎  
 中 澤 久  
 吉 田 茂 男  
 大 里 明 子  
 川真田 英 行  
 佐 藤 孝 司  
 豊 嶋 正 臣  
 糸 賀 珠 絵  
 高 橋 頼 輝  
 大和田 伸 一  
 飯 野 喜 行  
 石 塚 悟  
 川真田 智 子  
 結 束 千恵子  
 橋 本 早 苗  
 渡 辺 恭 子  
 石 塚 史 人  
 梶 由紀夫  
 横 瀬 幸 子  
 木 村 光 裕  
 神 戸 千 夏  
 大 徳 通 夫  
 長谷川 啓 一  
 野 島 正 弘  
 榎 本 友 好  
 柴 田 賢 治  
 高 野 裕 行  
 藤 木 光 二  
 結 速 武 史

監査委員事務局長  
庶務議事課長

書 記

本 多 聡  
野 島 貴 夫

飯 田 晴 男

令和３年第１回牛久市議会定例会予算常任委員会審議日程表

| 月 日 等                                   | 部 課 等 名                      | 審 議 項 目                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>３月２３日（火）</p> <p>午前１０時</p> <p>議 場</p> | <p>環境経済部</p> <p>農業委員会事務局</p> | <p>令和３年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境経済部等所管の歳入</li> <li>・ 環境経済部等所管の歳出</li> </ul> <p>（令和３年度課別事務事業一覧参照）</p>                   |
|                                         | <p>建 設 部</p>                 | <p>令和３年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設部所管の歳入</li> <li>・ 建設部所管の歳出</li> </ul> <p>（令和３年度課別事務事業一覧参照）</p>                         |
|                                         | <p>保健福祉部</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</li> <li>・ 令和３年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出予算</li> <li>・ 令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算</li> </ul> |
|                                         | <p>環境経済部</p> <p>建 設 部</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和３年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出予算</li> <li>・ 令和３年度牛久市下水道事業会計歳入歳出予算</li> </ul>                                             |

午前１０時００分開会

○須藤委員長 改めまして、おはようございます。

伊藤委員より欠席の届出がありました。

これより、前回に引き続き予算常任委員会を開きます。

まず、執行部の説明につきましては、令和３年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思います。

なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を得た後、マイクを使用し、発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和３年度牛久市一般会計予算の環境経済部所管について問題に供します。

まず、執行部の説明を求めます。環境経済部長。

○藤田環境経済部長 おはようございます。環境経済部の藤田です。

令和３年度環境経済部の一般会計予算の概要につきまして御説明をいたします。

環境経済部全体の歳出の予算額は２０億３，９８６万１，０００円となっており、うち６億２，０２８万円の歳入を見込んでおります。前年度と比較しますと、歳出は３億３，９３２万３，０００円、１４．３％の減額となっており、歳入は６，０４１万５，０００円、８．９％の減額予算となっております。

それでは、各課の予算の特徴につきまして御説明をいたします。

まず、環境政策課ですが、歳出予算額は、１億９，８８３万６，０００円で、前年度と比較しますと８３万８，０００円の減額となっております。事業内容につきましては、新規事業として令和３年度に行う第４期環境基本計画策定に関する議員報酬及び業務委託料を計上いたしました。

次に、廃棄物対策課ですが、歳出予算額につきましては、１２億２，２８０万６，０００円で、前年度と比較しますと４，４４１万４，０００円の減額となっております。歳出予算の主な内容につきましては、クリーンセンターの維持補修工事費、施設点検整備費等となっております。

次に、農業政策課ですが、歳入予算額は７，４４７万４，０００円で、前年度と比較しますと３，９０９万９，０００円の増額となっております。増額の主な理由としましては、トラクター、コンバインなどの購入に対する国の強い農業づくり交付金及び農業用ハウス設置に対する産地パワーアップ事業交付金の計上によるものです。歳出予算額は１億２，９７８万円で、前年度と比較して２，４８３万１，０００円の増額となっております。増額の主な理由としましては、歳入に計上しました事業交付金の支出分を計上したものでございます。

次に、商工観光課ですが、歳出予算につきましては、４億７，１１１万４，０００円を計上し、前年度と比較しますと３億１，９２６万１，０００円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、令和３年度分の企業誘致奨励金の見込みが減額となったこと、それと、令和４年度分の企業誘致奨励金積立金の減額によるものでございます。また、新型コロナウイルス感染

症対策として、商工会のうしくグルグル大作戦、ハートフルクーポン事業への助成金を1,541万円増額し、市内事業者を支援してまいります。

最後に、農業委員会につきましては、歳入予算額が327万7,000円で、前年度と比較しますと15万3,000円の増額となっております。歳出予算額につきましては1,732万5,000円で、前年度と比較して35万9,000円増額となっております。これは農業委員及び農地利用最適化推進委員の欠員分の補充によるものでございます。

以上が環境経済部及び関連の令和3年度予算の概要となります。

**○須藤委員長** これより環境経済部等所管について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。長田委員。

**○長田委員** おはようございます。長田です。よろしくお願いいたします。

103ページの0103「リサイクルプラザを維持管理する」についてです。その中の委託料警備設備保守管理についての詳細を伺います。

**○須藤委員長** 廃棄物対策課長。

**○木村廃棄物対策課長** 「リサイクルプラザを維持管理する」ということで、前年度65万円から、今年は220万円とアップになっております。こちらの内容につきましては、銀行業務の事務効率化のため、令和3年度から銀行による集金業務は行わない旨の申出があり、警備保障会社と契約を結んだものです。

また、設備保守管理につきましては、53万8,000円となりますが、これは新規の予算として計上しました。熱交換器点検整備となります。アルファ・ラバルプレート式熱交換器のオーバーホールとなります。こちらは平成11年4月にクリーンセンターが供用開始して以来、初めてのオーバーホールということになりますので、1階のホールの床暖房の給湯用の器具のオーバーホールとなります。

以上です。

**○須藤委員長** 「リサイクルプラザを維持管理する」について、関連の質疑のある方、挙手をお願いいたします。山本委員。

**○山本委員** 山本でございます。よろしくお願いいたします。

市役所以外の施設からのそういう現金というんですかね、その取扱いというのは、運動公園、生涯学習センター、それぞれ会計課で先日お聞きしましたところ、職員の方が担って、金融機関もしくは、市役所に運んでいるということでしたが、クリーンセンターについては、銀行の方が駄目になっても職員の方がそれに代わってやるという方法は考えられなかったのかというところをお伺いしたいと思います。

**○須藤委員長** 廃棄物対策課長。

**○木村廃棄物対策課長** クリーンセンターにおきましては、牛久の中で一番市役所から遠いところにある施設でもあり、今では多くの金額を取り扱うところでもありますので、現金の運搬につきましては多くのリスクがありますので、それを回避する意味でも一般の警備会社との契約が必要と判断して契約をいたしました。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 ほかの施設でこのように警備会社をお願いしているところというのは、クリーンセンターが今回初めてということですか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 私の知るところでは、斎場も併せて契約をしているということで、ほかの部ではないとは聞いております。

○須藤委員長 よろしいですか。

次に質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、関連質問ということで質問いたします。

リサイクルプラザなんですけれども、お話では、たしかシルバーさんに委託をしているという話を聞きました。そのシルバーさんは、何人ぐらいの方がリサイクルプラザに当たっているのか。

回収してきた資源物を修繕をして、販売をしていると聞いておりますが、いろいろと資源物の置く場所、それが大変手狭になっているのではないかと、以前に訪問したときに感じました。多くの資源物の有効活用ということでは、空いているスペース、そういう活用などは、このプラザの中で検討できないのかどうか、その辺を伺います。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 リサイクルプラザなんですけど、こちらにつきましては、搬入されたごみのうちで再販可能なものについて、シルバー人材センターでその商品をリペアしまして、ショップで販売をいたしております。人員は2名以上ということで、いろいろ修繕を行っております。

また、スペースにつきましては、確かにいろんな商品が並べられておりますので、通路が狭く、非常に圧迫したというか、狭い感じを受けますが、この原因の一つとしましては、長期間売れないものをずっと置いてあるというのも一つの原因です。これにつきましては、棚卸しなどをしまして、長期間売れないものについては落とすということで、もう少し限られたスペースの中での有効活用を図っていきたいと考えております。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 資源物の有効活用ということでは、ごみになるものをこういうふうにはリサイクルするというのは大変有効な手段ではないかと思いますが、長期間売れないもの、そういうものの判断、シルバーさんがそういう判断をされるのかどうか。担当が多分、どこがそういう判断をする場所になるのかということですね。

それと、スペースの活用ということで、たしかあそこは少し空いているのではないかと、外かな。その辺の活用の問題、それと、ここクリーンセンターということは、先ほど課長からも牛久の中からは一番遠い場所での公共施設ということでは、かなり皆さんが訪れる、そういう場所でもあるので、そこをもっとPRしながらその有効活用ということにももう少し力を入れるべきではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 さらに有効活用ということになりますと、確かに売れない商品と季節

的に売れる商品といろいろありますので、業務自体をシルバー人材センターに委託しておりますので、それはシルバーとよく相談をしながら、もっと回転のいい商品を置くようにということをごちから協力いたします。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その棚卸しなり、そういうものの判断は、全てお2人以上の担当のシルバーさんが判断することなんですか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 役所からもシルバー人材センターの上の方にも相談をしまして、もっと回転のいい商品をラインナップして回すようにということのお話をします。それから、担当者に下りてくる内容ではないかと思います。

○須藤委員長 ほかに関連の質問のある方。利根川委員。

○利根川委員 確認をちょっとしたいんですが、現金の回収、これは毎日ですか。それとも週に何回かとかというところでしょうか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 こちらにつきましては、警備保障会社で一時的に現金をプールする簡単な金庫のようなものを設置いたしまして、それを月に1回収いたします。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 リサイクルプラザの客筋は、外国人が多いと聞いているんですが、金庫については、斎場もそうだと思いますが、目立たないところに、そしてまた、それごと持っていけないような状況でなっているか。当然警備会社がやるんですから、そこら辺のところはちゃんとセキュリティはしていると思いますが、ここをちょっと確認したいんですが。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 こちらの安全対策につきましては、確かに委員のおっしゃるとおり、目に入るようなところであってはいけないし、そこに現金があるということが一般の人が分からないような、またはその部屋に入るときとか、いろいろな意味で警備上、さらなる安全対策が必要と考えております。

○須藤委員長 それでは、よろしいですか。

「リサイクルプラザを維持管理する」事業については、以上いたします。

次に質疑のある方。山本委員。

○山本委員 それでは、環境政策課の事業になります。97ページです。0102です。「家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する」という事業についてです。この協議会の構成メンバーは、どういう方なのか。そして、この協議会の活動内容を教えていただきたいと思います。

それから、行政区が幾つか入っていると思いますが、その行政区はどういったところが入っているのか。全てじゃないと思いますが、どういった基準でその行政区が選ばれているのかとか、手を挙げたのかかもしれませんが、その経緯を教えていただきたいと思います。まずは、お願いいたします。



○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

家庭排水推進協議会の組織ですけれども、こちらは牛久市区長会、牛久市消費者連絡会、廃油回収実施地区代表によって構成されています。委員の人数ですけれども、この組織されている中から全員で17名の委員が選ばれております。

廃油回収の行政区の数ですけれども、現在36行政区になっております。こちら、行政区をどのように決めたかという御質問ですけれども、こちらにつきましては、バイオマスタウン構想以前から廃油の回収を行っていたということで、やはり水質浄化という面から廃油、廃食用油の回収を行っていましたけれども、バイオマスタウン構想でそのBDFを製造するというような事業も始まりましたので、その廃食用油を確保するために未実施であった行政区に働きかけを行って、現在36行政区という形になっております。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 廃油を回収しているその数量というんですか、その量とBDFにするために製造している数量というのがもちろんあると思いますけれども、需要と供給の関係でそのBDFが、バイオディーゼルが売れなければ、廃油を回収しても製造するのにストックができてしまうというところもあって、今現状というのは、そこら辺の需要と供給のところはどうなっているんでしょうか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 現在ですけれども、コロナの影響もありまして、施設、特に福祉センターにおいてコージェネレーションを導入しています。そちらをBDFで動かしておりますけれども、やはりそういった福祉センターが休んでいるという状況もありまして、実際に回収してきた廃油でBDFを作ったとしてもなかなか売り切れないという状況にはあります。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩です。

午前10時19分休憩

---

午前10時19分開議

○須藤委員長 再開いたします。山本委員。

○山本委員 バイオマスタウン構想のほうで質問いたします。

○須藤委員長 「家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する」事業について、関連する質疑のある方。よろしいですね。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 おはようございます。よろしくお願いします。

103ページの0106「資源物を収集する」事業について質問いたします。

今報道などで資源物の盗難というのが問題になっておりますが、実際牛久市で私、収集の車と

は明らかに違う車が収集しているのを見たことがありまして、この資源物収集に対する盗難対策というのが、どのように牛久市で行われているか質問をいたします。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 資源物の盗難なんですけど、令和２年度も２件ほどありまして、これにつきましては、たまたま住民から持ち去るところを見たということで情報提供がありましたので、速やかに警察に依頼をしまして犯人を特定しまして、警察からきちんと注意をしてもらったということがありました。今、資源物もかなり、少しずつですけれども、料金が持ち直してきていますので、またこういうことが起きてはいけませんので、しっかりと警察とも協力しながら監視体制を進めていきたいと考えております。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 回収の車というのは、ふだん牛久市で回収をしている業者さんが回収している車だと思いますけれども、ふだん明らかに違うような軽トラックで回収するような事例というのは、今まであったんでしょうか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 資源物につきましては、平ボディーの２トントラックを使っております。場合によっては、業者で軽トラを使うような場合もあるのかもしれませんが、先ほどちょっと説明しました盗難のときには、やはり軽トラで持ち去られたということがありました。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 回収の車には、プレートのような、牛久市回収指定業者のようなマグネットシートのようなものを貼ると分かりやすいと思いますが、そのような対応はどうなっていますでしょうか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 回収に当たる車につきましては、登録車両ということで、それ以外のは使わないということで行っております。

○須藤委員長 ただいまの「資源物を収集する」事業について、関連の質疑がある方、挙手を願います。

では、以上といたします。

次に、質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 おはようございます。よろしくお願いします。

廃棄物対策課の所管の１０１ページです。０１０１「一般廃棄物を収集する」。何点かについてお伺いいたします。

まず、一般廃棄物の量が近年減少しているということを伺っています。その量の推移、まずそれをお伺いします。

そして、分別ごとの割合、また、可燃ごみの種類別の割合をお聞かせください。

そして、廃棄物削減のための牛久市の取組、今後の目標をお聞かせください。

ある程度までいくと、やはり廃棄物の量の下げ止まりということも考えられます。そこからど

うやって減らしていくかというのが市の対策にもなると思いますが、行く行くはごみの有料化も本市としては考えているのか。この4点にわたってお伺いいたします。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 クリーンセンターに搬入されるごみ等、資源物も含むんですが、重量で分析しますと、平成27年度、令和元年度を比較しますと、全体では3.5%減少という傾向にあります。また、直近のデータでいきますと、12月末までのデータなんですが、これでは前年比で1%下がっているという結果になっております。

また、割合につきましては、全体の内訳としましては、78%が家庭系ごみ、22%が事業系ごみとなっております。また、家庭系ごみのうち、85%が一般ごみ系、残り15%が資源系となっております。この家庭系ごみの95%が可燃ごみ、残り5%が不燃ごみ、家庭系ごみのうち約40%が生ごみとなっています。よって、焼却されるごみを減量するには、家庭から排出される生ごみを減量することが効果的であります。古紙、古布等を正しく分類して、資源化することにより、ごみの削減にもつながります。一般廃棄物処理基本計画より、令和12年度目標として、1日1人当たり35グラム、これはクロワッサンまたはピーマン1個分の重さとなりますが、の削減目標とする計画が、先月、市長の諮問に対しての答申を行っているところです。これにつきましては、ホームページ等でも確認できます。

また、有料化につきましては、確かに販売する袋に料金を転嫁して上げていくというのは、これは最終的な施策であるとは思いますが、まず、その前に正しい分別、やれることをやって、それでその次に、最終的にはごみの袋の有料化にもっていくべきではないかと考えております。また、これも一つの案なんですが、近隣の市町村では行っていないんですが、牛久の場合、50キロまでのごみの搬入につきましては無料になっております。これも一足飛びに袋の料金を上げるというよりも、その前にまず50キロまで無料であるという、こういう重量について、段階的に30キロまでは無料にするとか、少しその辺を圧縮をしながら徐々に有料化に持っていければなと考えております。

○須藤委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ほかに「一般廃棄物を収集する」事業について、関連の質疑のある方、挙手を願います。よろしいですか。

では、以上といたします。

次に質疑のある方。市川委員。

○市川委員 それでは、お願いします。

先ほど山本委員とちょっとかぶっちゃったんですけども、99ページ、「バイオマスタウン構想を運用する」で、売捌料のところに、33ページですか、バイオディーゼル売捌料等々が入っています。バイオマスタウン構想を運用中のBDF、ペレット製造で1,700万円、売捌料がその約10分の1ということですよ。現段階で、当初と比べると廃油の回収のお店だとかは、増えたのか、減ったのか。BDFを使用している近隣の自治体にもたしか購入していたと思いますが、そこら辺の割合がどのように変化しているのかをお聞きいたします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 市川委員の御質問にお答えいたします。

まず、BDFの製造量ですけれども、当初平成21年から始まっていると思いますけれども、平成25年度からの数値を見ますと、製造量的には平成29年度で9万3,000リットルを製造しております。それ以降については、平成30年、令和元年度については、製造量は減ってきております。令和元年度の実績でいきますと7万800リットルという状況になっております。ペレットにしても状況的には、毎年年間150トンの製造を目指しているところでございますが、大体年間150トンまでにはいきませんが、次の年の在庫ですとか、そういったことも考えながら製造をしている状況にあります。

BDFの利用ですけれども、牛久市周辺の市町村、牛久市含めて9市町村ございますけれども、そちらで公用車ですとか、トラック、そういったものに利用をいただいている状況にはありますが、やはり利用できる車が少なくなっているというのが現状です。ですので、使用量全体としては減っているのが現状ということです。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 頭打ちというか、年々自動車も電気化とかになってくると使用量が減ってくると思います。今後バイオマスタウン構想というのは、担当課としてはなかなか言いにくいかもしれませんが、現状維持でできればいいのか、それとも、もうこれはある程度時代の流れで減少傾向になってしまうのはやむを得ないのか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 今後の事業の継続ということでございますが、例えば、BDFにした場合、国等でそういったBDFを使えるようなものに対しての補助とか、そういったものが出てくるのであれば、もしかしたらそういったものを導入するという機会も多くなるかとは思いますが。そういった状況を踏まえながら、今後事業の継続、維持、あとは撤退、そういったことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○須藤委員長 それでは、ここで「バイオマスタウン構想を運用する」事業について、関連する質疑を受けたいと思っております。山本委員。

○山本委員 先日、日経にも、カーボンゼロ宣言をしたということで、牛久の取組がちょうど載っていたんですね。小中学校の給食などから出た廃油も使っているということなんですが、それは今の数量7万リットルのうちの大体どれぐらいが給食の廃油なんでしょうか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 学校給食からの廃食用油、牛久だけじゃなくていろんな市町村、土浦、取手からも回収をしてきております。すみません。具体的な数字については、また後でお知らせをしたいと思います。申し訳ございません。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 小中学校の今までエコゼロエミッションみたいなことで、廃食になったもの、食べ残したものを環境を考えてやっていた事業もなくなってしまって、その中で給食の廃油だけはやっているということはいいい取組だと思うので、ちょっとお尋ねしたんですけれども、分かりました。

今、市の公用車とか、バスとか、実際市の車の中でバイオディーゼルを使っているものというのは、今何台ぐらいあるんでしょうか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 現在使用している車両については、他市町村も含めまして26台を使用しております。

○須藤委員長 ほかにこの事業に関連する質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、バイオマスタウン構想の中で、先ほど、今BDF、木質ペレットなどの質問の中で販売先の拡大、それはどのように今後の問題も考えていくか。先ほど牛久市をはじめ9市町で使われているということなんですが、それ以外の販売先拡大をしていかない限り、やはりこの事業というのは継続というか、維持していくのも今後の問題として出てくるのではないかと思います、その辺の考えを伺います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 販売先の拡大ということですが、ペレットにつきましては、実際建築端材を購入しております業者が、住宅販売会社ですね、そちらから利用したい、検討したいというようなお話もございました。

BDFにつきましては、龍ヶ崎市で道の駅を行う際にBDFを使用したコージェネレーションの導入といったものもお話をさせていただいております。ですが、現在のところは、どちらにしてもいいお答えをいただけない状態という形です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうですね。今このコロナということの関係もあるかと思いますが、例えば、先ほど廃油のところで学校給食からというお話もありましたけれども、いろいろと飲食店などからの廃油の回収とかもやられているのではないかと思います。そういうようなことで、やはりバイオマスタウン構想というのは、やっぱり循環型社会とか、やっぱり今のゼロカーボンとか、グリーンリカバリーとか、そういうものの先駆けで牛久はやったと思いますので、その辺、一番いい方法をやっぱり今までの経験からやっていっていただきたい。それにはせつかく作ったものの販売先がないと、やはり在庫として抱えてしまうのでは、回転をしないということでは、利益ということまではいきませんが、やっぱり本来の目的とはなかなか相入れないものが出てくるのではないかと思いますので、販売先の拡大、それをぜひ担当としても今後力を入れていただきたいと思います。

先ほど住宅メーカーとか、道の駅というか、まだまだちょっと今後考えなければならぬところがあると思いますが、その辺を担当としてはどう進めていくのか、伺いたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 今後販売先を拡大していくということで、これからも様々な機会を得まして、その都度その都度お知らせをしていくということが必要だとは思っております。例えば、B D Fに関連しての連絡会議というものもございます。そちらの中で、牛久でつくったB D F、あとはペレットを活用した冷温水器、そういったものを導入していただけないかというお話もさせていただいておりますので、それがなるべく実るような形にしていきたいと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今やはりこの地球温暖化とか、そういう問題とかをやって、企業のところでもグリーンリカバリーという、そういうような概念なんかも出てきていますので、ぜひそういう今の地球温暖化に関係するような、そういうようなところからも企業にやはりこういうような売り込みというよりか、ちょっともう少しこの宣伝というか、そういうところをぜひ担当課だけではなく、やっぱりそういうところも含めての販路拡大ですね。それをぜひやっていただきたい。これは答弁は結構です。

○須藤委員長 ほかに関連する質疑のある方。よろしいですね。

利根川委員。

○利根川委員 来年度のバイオマスタウン構想の計画としては、今年度並みなのか、それとも新たな事業とか、拡大とかというものを含めて、来年度の計画をちょっとお尋ねしたいんですが。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 バイオマスタウン構想運用ということで、来年度の計画でございますが、B D Fに関しましては、やはりコロナの影響もございますし、なかなか利用がされないという状況もありますので、製造量につきましては、8万リットルに減量をしております。ペレットにつきましては、例年どおり150トンの製造という予定になっております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 これまでバイオマスタウン構想の中に菜の花プロジェクトというのがあったと思いますけれども、それは中止して、来年度もないということでよろしいですか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 菜種プロジェクトでよろしいですか。菜種につきましては、一応作付が、令和2年度につきましてはゼロという状態になっております。一応作付面積につきましては、詳しくは農業政策課で御確認いただくようになるかと思います。すみません。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。

菜の花の菜種の作付なんですけれども、こちらは消費がそこまで学校給食等では使っていないので、今の段階では、様子を見ながら菜の花は、菜種は栽培している状況です。

また、年によってなんですけれども、作付後、種をまいた後に、小さい時期に霜が降りたりすると収穫できないこともあるんですけれども、現段階では消費量等を考えながら作付を実施して

いる状況です。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 BDF及びペレットの販売ということで言えば、1つは、BDF、ほかの軽油、それと比べての排気ガス、これの優位性というものがあればそれを宣伝文句にもできると思います。それと、ペレットについても脱炭素ということ、ゼロカーボンということでいけば、ほかのものと比べてどうなのかというような宣伝文句、うたい文句になると思うので、その点は実際には調査されているのかどうかをお尋ねします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 ペレット、BDFのCO<sub>2</sub>の排出量という形になりますね。そちらについては確認をしております、確実にCO<sub>2</sub>の削減に寄与しているというのは分かっていることでございます。そういった部分も今後は販売等を進める上で、利点というか、そういったものを強く推すことで販売につなげていきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 排ガスの検査をやられているのかどうかということをお尋ねします。もしやられていないのなら来年度、当然やっていって、その優位性というものをはっきりしていかなければなかなか売れないと思います。

それと、一時ペレットの保管場所で大きな問題になっていたと思いますが、現在ペレットの保管場所はどうか、お尋ねします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 すみません。確認ですが、初めの御質問、優位性の確認ということで検査をしたほうがよろしいという……。すみません。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩。

午前10時46分休憩

---

午前10時46分開議

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 申し訳ございません。今ちょっと手元に資料がございませんので、それはまたお調べしてお答えしたいと思います。

次に、保管場所ですけれども、ペレットの保管場所につきましては、以前は民間の倉庫等を借りておりましたが、今現在は、生産調整をすることでそちらの使用もなくなりまして、グリーンファーム、あとはクリーンセンターに保管をしておる状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 問題になったのは、消防法等の問題だと思います。それは全部クリアできている

のかどうか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 消防でも定期的に点検が入っておりますので、そこで指摘等は受けておりませんので、クリアしていると思います。

以上です。

○須藤委員長 「バイオマスタウン構想を運用する」事業については、以上といたします。

次に、質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 97ページです。0105の「環境美化を進めて不法投棄を防止する」917万2,000円の事業です。この中で、委託料のところで不法投棄処理というのがございます。この不法投棄の処理件数、今までの件数、それから令和3年度についてはどのように考えているのか。昨年度の実績と今年度の計画について伺います。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 不法投棄の件数なんですが、今年度は大きいやつが2件ありました。トータルしますと金額では200万円を超えるような金額になっております。これについては、警察にも報告をして協力依頼をしたんですが、やはり犯人は見つかりませんでした。こういった件につきましては、管理官などを当課でも雇用しておりますので、市内全域は回っているところなんですが、どうしても深夜であるとか、そういうときにやられてしまいますので、2件のうちの1件については、本当に人通りのないところで1件ありました。もう一件は、県道沿いのところで交通量のあるところということで、2件行われました。なかなか未然に防ぐということは非常に難しいところですので、あとは捨てられている内容物もアスベストが含まれているものが含まれておりましたので、どうしても処分するのにお金がかかってしまったというところが、今年度の結果というところです。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 不法投棄というところでは、牛久は結構不法投棄、こういうことでかなり厳しくいろいろとパトロールとかもやっているの、そうやっていらっしゃると思いますが、発見とか、例えば、不法投棄があるという通報とか、そういうのをどういうところから解消するのか。

それから、今、内容物については、アスベストなんかとか、そういうものもありますが、今いろいろと太陽光とか、そういうのなんかもあちこちに建設されている中で、そういう中から何か不法投棄を防止するような、多分人がいないところに捨てるというのがそういう方の心理だと思いますけれども、防止をするために監視カメラなり、そういうものをあちこちに置くというわけにはいきませんが、どういう形で防止のために市として考えているのか。よろしく願いします。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 不法投棄を未然に防ぐということで、監視カメラというお話がありましたが、実際のところは、監視カメラを設置していますという看板はあるんですが、それも未然に防ぐためのお知らせということでパフォーマンス的にはつけておりますが、実際つけるというこ



とは、なかなかよほど大きな事件というか、あれじゃないとありませんので、今のところそういった監視カメラをつけたというところは、今年度はありませんでした。

また、情報提供につきましては、やはり近隣の住民というか、道路を通行している方からの通報によるものです。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 廃棄物、不法投棄の中には、どのような内容物が多かったか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 今年ありました2件の大きな不法投棄の内容物につきましては、建築用資材を砕いたようなものが含まれておりました。そこからアスベストが検出されたというところですが、もう一件あったほうは、土が主な内容物だったんですが、金属であったり、木のチップが含まれていまして、そちらもアスベストが含まれていたということです。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 例えば、家庭用の冷蔵庫とか、そういうような電気製品とか、そういうようなものなんかもこういうパトロールとか、そういうところで発見する場合とかがあるのかどうか。そういう今回は大きな2件ということだったんですが、それ以外にも多分いろいろと山の中とか、そういうところではあるのではないかと思います。先ほど監視カメラはダミーのことが多いということだったんですが、やはり牛久はこういうことで不法投棄を許さないということをPRする、そういう手だてというか、そういうのというのは何か担当として考えていらっしゃるのかどうか伺います。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 不法投棄されたものの中には、やはり家庭用から出た冷蔵庫、洗濯機等、一般的な家具、これもありました。これについては、委託しておりますシルバーに報告をして回収をしてもらっているところです。

また、不法投棄を未然に防ぐための牛久独自のやり方が何かあるかと言われますと、やはり警察OBの2名の管理官を今雇用して、かなりかぶとの高い調査能力というか、そういう人たちからの情報を得ながら未然に防いでいるというのが、現状になります。よって、今年度もそういった大きな不法投棄につながるようなものはありませんでした。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、課長の御答弁の中で、OBの方2人がかなりの役割を果たしているということなんですが、こういう方たちをどういう形でこの方たちの活用といったら変ですけれども、そういうのを考えていらっしゃるのかどうか。やはり未然に防ぐ、そういう情報があつた場合に発見があつた、そこで特定ができるとか、そういうようなことというのは、やはりなかなか経験を積んだ方でないと難しい部分もあるんでしょうけれども、こういうOBの方たちがどういう役割を

果たしているのか、その辺をもう一回伺います。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 2名の管理官の役割ということになりますと、やはり情報収集能力だと思います。こういった不法投棄につきましては、始まってしまってから止めるというのはなかなかできませんので、始まる前に先手先手を打たないといけませんので、かなりの情報収集能力をお持ちになっておりますので、それで未然に防いでいるものと理解しております。

以上です。

○須藤委員長 それでは、ただいまの「環境美化を進めて不法投棄を防止する」事業について、関連する質疑のある方、挙手をお願いします。市川委員。

○市川委員 令和2年度は2件あったということですがけれども、現況、怪しい部分も含めて、来年、次年度、目標件数という言い方はちょっと不適切かとは思いますが、候補に挙がっているような、今場所はあるんでしょうか。実は、ちょっと隣接している地権者さんから、資材置場と称してそこに何か残土をどんどん入れているんだよねなんていうのをちょっと小耳に挟んだものですから、そういうものは担当課としては把握している部分があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 残土の搬入につきましては、やはり先月も1件、隣接する地権者から、残土を搬入しているということで報告がありまして、管理官と担当職員で速やかに行きまして、今そちらの工事現場は止めているという状況で、こちらが監視して発見するというケースもありますけれども、やはり一般の市民からの情報提供により、速やかに動くというケースのほうが多いと考えております。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、不法投棄を防止する事業については、以上といたします。

次に、質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 97ページの「飼い犬を登録し狂犬病を予防する」ということですが、犬を飼っていても登録しない家庭は大変多いと思います。今年度の登録した犬に対する狂犬病予防の注射は、登録してあるところの何%ぐらいなのか。そしてまた、来年度もある程度増やすような方向でいかなければいけないと思いますが、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 狂犬病の予防接種の済みですね。接種を済ませた犬の件数ですがけれども、大体登録されている件数が4,500頭に対しまして70%が接種をしている状況でございます。いつもこれは飼い主の責務になっておりますので、そちらも広報紙等を通じて、お知らせをさせていただいている状況です。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 では、来年度も同じ形という、これを100%に持っていくのと、畜犬登録していない家庭が非常に多いんですよね。ですから、そういったところの登録をしてもらおうという方向も含めて、ただ、獣医に聞くとこの何十年以上、狂犬病というのは日本で起きたことがないという。ただ、これが予防ワクチンを打っているからかどうかというのは明らかではないと。畜犬登録していないほうが多いそうですから、そういった点では、これが効果があるのかどうかというのはよく分からないんですが、そういったところを担当課としてどう考え、そしてまた、来年度の畜犬登録の促進と、あとはワクチン接種の問題についてお尋ねしたいんですが。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 促進につきましては、これからもいろいろな場を通じまして進めていきたいと思います。なるべく100%になるようにしていきたいとは思っておりますけれども、なかなか、委員がおっしゃったように、実際に登録をされていないという方もいるとお話を伺っております。そういった方に対しましても登録が必要であるという、その必要性、そちらを理解していただいて、登録につなげるような方策をしていきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。

それでは、「狂犬病を予防する」事業について、関連する質疑のある方、挙手を願います。遠藤委員。

○遠藤委員 補助金のことなんですが、犬猫の避妊去勢手術費の補助金176万円ということで、特に猫などのそういうことでは獣医師に対するものではないかと思いますが、昨年の実績と以前に伺った保護猫の譲渡会というのは、今やっているのかどうか、そして、その効果について伺います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 助成の実績ですけれども、令和元年度の実績になります。こちらは飼い主がいる犬猫、あとは飼い主のいない猫に対して助成を行っておりますけれども、飼い主がいる場合、犬と猫とで260頭、飼い主のいない猫については57頭に助成をしております。

保護猫の譲渡会、こちらにつきましては、現在牛久市においてはボランティア団体が主となって活動をしている状況にあります。茨城県においては、県の動物指導センターにおいてもボランティアを介して譲渡を実施しているという状況になっております。こういった助成をすることである一定の繁殖が抑えられるという効果は得られていると思います。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 補助金の中で、飼い主がいる犬猫についても助成をしているということなんですが、いないというのは当然市のそういうことは分かるんですが、いる犬猫についても助成というのは、この辺のちょっともう一度説明を求めます。料金的にはそんなに、でも260頭いるわけですから、かなりの補助金になるのではないかと思います、その辺をもう一度伺います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 飼い主のいる犬猫についての助成につきましてもやはり同じようにそういった手術、避妊去勢、そういったことをしないでむやみやたらに増えてしまうということを防ぐための助けとして助成金を交付しているという状況でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いや、飼い主としては、当然やっぱりそういうような避妊とか、増やさないというのは当然じゃないかなと思いますが、その辺にも助成をしているというところで、やっぱりそのルールというか、モラルというか、その辺をもう少し市としてもやっていったほうが、補助をすることによってそういうような効果があるとは、今お話から理解はできるんですが、やはりペットに対する責任というか、そういうのというのが、何か今いない犬猫については、そういうようなことは当然必要だろうと思いますが、補助ということでやるということが、もう少しこの辺、飼い主のルールというか、その辺を市としてももう少し考えたほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、その辺はどうでしょうか。

譲渡会は、牛久市のボランティアさんでやっているということなんですが、譲渡会をやることによって、やっぱり飼い主によって野良にならないで済んだというようなことがあるんですが、この譲渡会というのはどの程度の回数というか、そういうので、令和元年度でいいですので、その辺を何回ぐらい開かれてどうのような実績があるのか、その辺を伺いたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 飼い主のいる犬猫に対しての助成ということですが、やはり先ほども申しましたように、むやみやたらに増えてしまわないということも必要と考えておりますので、助成については、今後も続けていく予定でいます。何よりも動物を飼われる際に最後まで責任を持って飼うというのがその飼い主の責任ですので、動物を飼う際のそういったことをもう一度、いろんな機会が、広報紙ですとか、そういったものも含めまして、お知らせをしていきたいと思っています。

ボランティアの実績ですが、こちらについては、定期的に行われているものではございませんので、ちょっと令和元年度の実績についても行っていますという御報告はありましたけれども、実際の頭数等についてははっきり御報告は受けていない状況です。

以上でございます。

○須藤委員長 それでは、「狂犬病を予防する」事業に関する質疑は以上といたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は１１時１５分といたします。

午前１１時０８分休憩

---

午前１１時１６分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

３月２２日の予算常任委員会における鈴木副委員長からの質疑に対して、執行部より答弁資料について配付の依頼がありましたので、これを許可し、委員の机上に配付しました。

引き続き環境経済部所管の質疑を継続いたします。

ここで、執行部より、先ほどの各委員からの質疑に対しての答弁を求められておりますので、ここで許可をいたします。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 先ほど山本委員から御質問がありました学校給食からの廃食用油の回収状況ということですが、令和元年度の実績で1万1,000リットルが回収されております。

次に、利根川委員の御質問にありました軽油との排出件数の件でございますけれども、軽油の排出件数は2,64キログラムになっておりますので、もしBDFを100リットル使った場合、その場合ですと960キログラムの減量になります。

以上です。

○須藤委員長 それでは、質疑のある方、挙手を願います。長田委員。

○長田委員 107ページの0102「農業や漁業団体等の活動を支援する」の中の補助金についてです。青果物等出荷用梱包箱補助金が前年度より結構増額になっておりますので、それについての理由についてと、新しい補助金として産地パワーアップ事業補助金、強い農業づくり補助金が計上されております。去年はなかったものなのでこれについての詳細についてお伺いいたします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 改めまして農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、青果物出荷用の梱包箱、こちらは段ボールの箱の補助なんですけれども、こちらは花、花卉ですね。大根、スイカ、ソサイ、ブロッコリーの5つの部会に対して、通常の部会ですと10%、県の銘柄産地の指定を受けている部会、花と大根、こちらについては30%市で補助しているものになります。

増えた理由としましては、大根は県の銘柄産地指定を新たに受けましたので、こちらにつきましては、10%が30%になったもの、それに伴いまして、銘柄産地を受けたということもあり、あと昨年度、洗浄施設を増設いたしましたので、これに伴いまして生産者が約3名なんですけれども、増えております。あと面積に対して約7.5ヘクタール作付面積が増えておりますので、こちらは生産量が増加して出荷量が増加するため、箱の補助が大幅に増額しているというものになります。こちらについては、12月の補正で一度増額して、今年度も増額しております。

次の新しい事業ということで、産地パワーアップ事業、こちらは補助率は2分の1で、高収益の作物を栽培するということで、今回申請に上がっていますのは、ソーラーシェアリングです。太陽光の下で作物をつくるというもので、特用林産物という扱いになるんですけれども、キクラゲの栽培をするということで、こちらの菌床棚であったりとか、そういったハウス導入設置費に対して申請が上がっているものです。ただし、100%現段階で通るというものではありませんけれども、現段階で申請をしておりますので、県の補助を申請するためにも当初予算に乗せております。

強い農業づくりなんですけれども、こちらでも常時事業としてあるものではなくて、要望が上がったときに申請を上げているもので、強い農業担い手づくり交付金事業、その中の地域担い手育

成支援タイプ、こちらの支援の補助金を利用して3経営体、3つの農家さんが補助を申請している状況です。1件は畑作、2件は水稲になります。内容としましては、トラクター、コンバイン、乾燥機、そういったものが対象となっております。いずれも条件としては、地域の中心担い手となる方、耕作面積の拡大、集約型農業、収穫管理なんかを利用して集約して規模を拡大している方、販売額を増額する、そういった要件を満たした方が申請をできるような状況になっております。

以上です。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 産地パワーアップ事業は、ソーラーシェアリングということで、キクラゲのハウスなどということでお伺いしましたが、これは牛久市においては今までも何件かあったのか、初めてのことなのかについてお伺いいたします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

ただいまのキクラゲに関しては、牛久市では初めてとなります。ソーラーシェアリングに関しては、委員も御存じのとおり、幾つかやっている方もいらっしゃいます。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。

それでは、ただいまの事業につきまして、関連する質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 すみません。1点お願いします。

この補助率というのは、どのぐらいなのかということですね。県の補助でよろしいですね。要望があればその都度予算に上げていくということで理解していいのかどうか。この2点お願いします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

強い農業づくりの補助金に関しましては、補助率は10分の3となっております。この事業で今回申請しますのは、10分の3となっております。委員御質問のとおり、常時この補助金というのはあるんですけれども、現段階ではもう来年度申請をするよということで、ある程度内容が固まっていたので、当初予算に上げております。ただ、予算が県だったり国だったり、大方、国の予算を県が割り振ってそれを市で受けている形になるんですけれども、その予算に余裕がある場合、追加で要望がありませんかと、そういったときにはうちでも補正をかけて、要望がある場合には計上したりはしております。同じ補助金で、2分の1の補助で施設なんかの場合、2分の1ということで昨年度大根の洗浄施設を入れたのも同じ事業になります。違うタイプの補助率になります。

以上です。

○須藤委員長 それでは、市川委員。

○市川委員 先ほど銘柄産地ということで、今後牛久市の産物の中で銘柄産地をまだ目指すもの

があるのかどうか。

県南のお米が、たしか特Aという形で評価されたんですが、牛久市のお米は含まれているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 すみません。2問目の質問、ちょっと。すみません。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 御質問にお答えいたします。

次に銘柄産地を目指すものとしては、現段階では、正直目指せると考えてはいますけれども、まだまだ程遠いのがブロッコリーですね。まだ発足したばかりの部会ですので、今すぐ銘柄産地を取れるとは思いませんけれども、若手の農業者は、一番上の方でも40代とか、そのぐらいですので、まだまだこれから面積を増やしていけると考えておりますし、精力的によその産地を見に行ったりしておりますので、今後望むとすればブロッコリーの生産部会が可能性はあるのではないかと考えております。

牛久市のお米で特A米ということなんですけれども、個人でやっている方で特A米を取っている方は、正直いらっしゃいません。うちで入ってくるものに関しては、いません。ただ、県南地区では、特A米申請で受けている、今回ですとつくば市とか、あの辺では特A米を取っておりますので、牛久市でも食味値の検査とか、そういったことが重要になるんですけれども、食味値で高い数値は出ているんですけれども、特A米として認定されている方はいらっしゃいません。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。利根川委員。

○利根川委員 0102ですよね。負担金で日本貿易振興機構というのがあるんですが、このこれまでの成果と来年の目標なんかがあればお尋ねしたい。牛久の農産物が他の国に行っているのかどうかということも含めて、今大変日本の農産物は、世界中で非常に評判がいいとは聞いておりますが、その辺についてお尋ねします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

こちら、ジェトロの負担金になりますこれは県で割り振ったものなんですけれども、牛久市としての実績としましては、今まで過去には輸出をしたことはございませんでした。しかしながら、昨年度から県から出向している担当職員が、うちの課に來ている職員はもともと県の輸出、そういったものを担当している市の職員だったため、昨年度から、1件は農産の加工品、こちらを輸出するところでジェトロにも協力してもらって話を進めましたけれども、賞味期限の表示がどうしてもなかなか難しいということで、こちらは輸出までは至りませんでしたけれども、そういった話はありました。あともう一件、JAの大根、こちら業者にも間に入ってもらいまして話をしたんですけれども、単価が折り合わないということがありまして、輸出までは至りませんでした。ただ、お米に関しては、転作でやっていますお米を輸出用米、今年度からですか、作付して

収穫したものに関しては、輸出用米として出荷をしております。今後も県ともパイプはできましたので、そういったなかなか難しい事業ではあるんですけども、商品管理ですとか、温度管理ですとか、賞味期限の管理ですとか、そういったことが整うようであれば興味のある事業者さんには進めていって、ぜひ牛久市の農産物も輸出できるように進めていければと思います。その1つの条件としては賞味期限と規模、農家さんがそれを受けられるかというのが重要になりますので、そういったことには市で支援して進めていければと考えております。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 ぜひ輸出については、頑張ってもらいたいと思います。

補助金で農業次世代人材事業1, 275万円、これは何件で何人なのかということをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 では、お答えいたします。

こちら、若手の農業者、新規就農する方、50歳までということで年間150万円、5年間もらえる事業になります。この予算に計上しておりますのは、現在5名の個人の方と1夫婦、新規で申請を上げてくる方が予想されますので、その方の分2名です。

以上が予算に計上する内訳になります。

以上です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 これは5年間ということですが、確実に5年農業して、そして、農業として営んでいくという人は、これまでにどのくらいいたのか。

そしてまた、今回補助金を出す人たち、聞くところによると1年、2年で辞めてしまうというような人もいらっしゃるんですが、この補助金を出すに当たっては、やっぱり慎重にやっていかなければいけないと思うので、その点のところを具体的な話をお尋ねします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 過去に牛久市では、同じ人数くらい、7人くらい受けております。ただ、この方たち全て現在も農業を継続しております。現在申請している方、こちらに関しても順調に作物の作付、収穫をしている状況です。

この申請に関しましては、県の普及センターももちろんなんですけれども、牛久市、あとは近代農業促進協議会と農業委員会とも話をしまして、この方が適正に作付計画を出しているのか、または作付ができる見込みのものであるとか、そういったこと、技術的なものもありますので、そういったことは常に審査をしております。あと年に補助金を出すに当たりまして、2回、3回指導農業士の方に同行していただきまして、作付状況であったりとか、指導、ここの部分はこうしたほうがいいよと、そういった指導も小まめに受けるような状況であります。

現在牛久市で申請を上げて支給している方に関しましては、途中で辞めてしまうとか、そういったことは現在ありません。



以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。それでは、「農業や漁業団体等の活動を支援する」事業についての質疑は以上といたします。

次に、質疑のある方。山本さん。

○山本委員 商工観光課の関係でお願いいたします。ページ数だと113ページです。0102の「牛久市観光協会を支援する」。この中の補助金のいばらき自慢運営補助金900万円になっております。前年は補正で新しく始まった事業だと思いますけれども、今までの中で売上げが今現状どうなっているのかというのをまずお伺いしたいことと、それから、これは観光協会が都市開発に仕事としてお願いをしてやっていたいているという事情もあって、観光協会の役割もあったと思います。そういう役割がどれぐらいできているのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 商工観光課、大徳です。よろしくお願いいたします。ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、いばらき自慢の売上げというところなんですけれども、昨年の6月にオープンいたしまして、6月から2月までの9か月間の数字なんですけれども、589万円の売上げでございます。

次に、観光協会から牛久都市開発に運営をお願いしているわけなんですけれども、観光協会の役割が果たしているかという御質問です。

観光パンフレットの設置ですとか、観光案内の実施という点では、観光協会としての役割は、最低限ではあるんですけれども、果たしていると考えております。ただし、十分に役割を果たしているかと言われますと、そこを十分に果たしているとは考えておりません。いばらき自慢を含みますエスカード牛久ビルへの客足を向かわせるための仕掛けですとか、中心地、駅前という立地というところも考えて、いろいろな仕掛けを、人を集めるという仕掛けも考えながらこの観光協会の機能というものをより発揮できるように模索をしまいたいと今は考えている状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この売上げというのは、それなりの金額なのかなと思いますが、商品は委託しているものと買取りがあると伺ったんですが、それというのはどういうところで、先方さんからの御要望でなっているのか、その割合というのがどれぐらいなのかをまずお聞きしたいと思います。

それと、観光協会は、パンフレットが置いてあってDVDを流しているみたいなことを当初お伺いしたんですけれども、NPOとの協働ということもたしか私も御意見としてほかの委員からも出ていたと思います。そこら辺を今年度どう考えていくのかというところでですね。

売れ筋のものとそうでないものといろいろこの半年間やってくる中で見えてきたものがあると思いますが、今年度に関しては、そこら辺も含めての商品の見直しみたいなものを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 まず、販売の仕方は、御指摘ありましたように、２種類の契約形態がございます。委託販売という契約方式と牛久都市開発が直接仕入れをして販売するというやり方。委託販売につきましては、店舗さんから委託を受けたものの１６％を手数料として頂戴するという形、売れ残った場合には、各店舗さんに引き取っていただくという形です。仕入れ販売につきましては、牛久都市開発が契約を結びまして仕入れをして、直接販売するという販売方式なんですけれども、こちらは売れ残った場合には、当然のことながら仕入れですので牛久都市開発がその負担を負うというような方式で、お互いの店舗さんと都市開発の契約ですから、どういう契約形態を選ぶかというのはお互いのところになってきています。

５９０万円ほどの売上げなんですけれども、大体その売上げの２対１、３９０万円対２００万円ぐらいの形で委託販売が３９０万円、仕入れ販売が２００万円ぐらいになっています。

それと、今後、今年観光協会としての機能をどのように発揮していくかというところで、以前山本委員からも御提案のありましたＮＰＯとの協働ということで御提案をいただいております。当然立地的に駅前というところで、そういった場所のよさですとかも生かしていきながら、人をいかに呼び込めるかということも課題になってきます。そちらの点でＮＰＯとの協働ということも考えていきたいとは思っております。

あともう一問、最後、商品ですね。商品の売れ筋とかというのも実際に見えている部分はありまして、当然売上げをアップしていくことによって委託料も減らすことが可能ですので、売れ筋の商品を入れていくとか、新しい人気商品を開発というのはあれなんですけれども、入れていくということも牛久都市開発と協議しながら進めていきたいとは考えております。委託料をなるべく抑えていきたいということもございますので、そちらも検討してまいります。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 委託のうちの１６％手数料というものは、都市開発に全て行くのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 都市開発に１６％行きまして、いばらき自慢の運営費を観光協会から牛久都市開発に支払いしてまして、そこから相殺、１６％分を差し引いて委託料というか、ですので、委託販売が増えて１６％の手数料が大きくなればなるほど市から都市開発への補助金が減るというような形になっています。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。

それでは、関連する質疑がある方、挙手を願います。よろしいですね。

では、「牛久市観光協会を支援する」事業については以上といたします。

次に、質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 １０７ページの０１０５「耕作放棄地の拡大を防止する」事業についてお尋ねをい

たします。

近年、牛久市の耕作放棄地の面積の傾向とそれに伴いましてグリーンファーム作付面積がどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

牛久市の耕作放棄地の面積に関しましては、若干ではございますが減少している状況です。牛久グリーンファームにつきましては、返還をしたりとか、そういったこともありますけれども、新たに農地を借り入れて安定して約40ヘクタールを常に耕作している状況で、これからそういった状況があれば牛久グリーンファームで作付を増やしていくような状況になると考えております。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 耕作放棄地に関連してなんですが、グリーンファームの今人員とメインでやっている作物の面積等が分かれば教えていただけますか。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

現段階では、社長も含めて約10名で実施しております。ただ、人員に関しましては、短期の方もいらっしゃいます。常に安定している状況ではございません。ただ、今後安定してグリーンファームで作付をして、中心になれる農業者を育てていきたいと考えております。

主な作物としましては、ジャガイモ、大根、小麦、この辺は前から継続して作っております。新たにサツマイモ、こちらは現状、今増やしている状況ですので、こちらを中心になると考えております。

以上です。

○須藤委員長 「耕作放棄地の拡大を防止する」事業について、関連する質疑がある方。よろしいですね。

では、以上といたします。

次に、質疑のある方。秋山委員。

○秋山委員 よろしく申し上げます。

それでは、環境政策課所管の99ページ、0109「地球温暖化対策を推進する」、これについてお伺いいたします。

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティを牛久市が表明いたしました。それに対して、早ければ2030年には世界の気温が産業革命前の水準より1.5度高くなると公表されて、約10年で二酸化炭素排出量を半減させる必要があるとメディアなどでも報道されています。これまで、牛久市もこの二酸化炭素排出削減に向けての取組をされてこられました。ですので、これまでの事業内容をお伺いしたいということで、それと、今年度、環境基本計画を策定する中で、細かい計画などもつくられると思いますので、具体的なことは示

すことはできないと思いますけれども、今後さらに10年後を見据えての、大枠で結構ですので、取組をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 それでは、秋山委員の御質問にお答えいたします。

これまで、牛久市がCO<sub>2</sub>削減に取り組んできました事業という御質問でございますが、これまで、牛久市では、グリーンプラン・パートナーシップ補助事業、GPP事業ですね、こちらを活用しまして太陽光発電設備、あとはBDFを使用しましたコージェネ、ペレットだき冷温水器による空調設備、照明のLEDへの変更、ペレットストーブの設置、電気自動車の購入などを導入することでCO<sub>2</sub>の削減に取り組んできております。クリーンセンターにおきましては、基幹設備の改良工事等も行っておりまして、そちらもCO<sub>2</sub>の削減に寄与している状況でございます。

令和3年度において環境基本計画を改定いたします。その際に環境基本計画の中に牛久市の地球温暖化対策実行計画も含まれておりますので、それも同時に改定を行っていきますが、まず、改定を行う中で、実際に牛久市における温室効果ガスの排出量、吸収量、そういったものを把握した上で、2050年に向けての目標値の設定ですとか、2030年、中期の目標になりますけれども、そちらの中期の目標値も設定した上で、CO<sub>2</sub>の削減に努めていくという計画をしております。

以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 課長から御答弁ありましたように、やっぱり中期2030年の中期目標というのが、かなり大事になってくると思いますので、またそこはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○須藤委員長 それでは、関連する質疑のある方。よろしいでしょうか。

それでは、「地球温暖化対策を推進する」事業については、以上といたします。

次に、質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 111ページです。0104の「消費生活センターを運営する」事業です。今、報酬のところでは相談員の報酬だと思いますが、今、相談員は何人いらっしゃるのか。多分この方が会計年度の職員ではないかと思いますが、たしか会計年度は1年ということで、令和3年度についてはあれですけども、継続の問題が、経験者ということでは大変重要ではないかと思いますが、その問題を伺います。

それと、消費生活センターでは、今コロナ禍でうちにいる方がいるので、オレオレ詐欺などのそういうような問合せとかもあるのではないかと。そういうような被害状況、被害の特徴など、お願いします。

それと、今コロナでなかなか相談というのは難しいかもしれませんが、相談場所が大変狭いといつも感じております。そういうことで、相対する相談も含めまして、インターネットなどを利

用した相談というのを今後考えていくのではないかなと思いますが、その考えを伺います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 お答えいたします。

まず、相談員なんですけれども、2名現在おりまして、週4日勤務の相談員と週3日勤務の相談員でやっております。御指摘ありましたとおり、会計年度任用職員でございます。今回令和2年度会計年度職員として採用しておりまして、今回令和3年度に向けて、更新の手続きを取ったところでございます。引き続き令和3年度も相談員として雇用していく考えでございます。

今コロナ禍で自宅にいらっしゃる方が多いということで、オレオレ詐欺などの被害状況とかなんですけれども、実は、オレオレ詐欺を含む詐欺につきましては、管轄が警察でございまして、被害状況について、詳しいところは把握していないというのが現状でございます。しかしながら、消費生活センターに寄せられている事案については、詐欺まがいのものというのがございますので、そちらについてお答えしたいと思います。

まず、固定電話の詐欺まがいの怪しい電話情報、こちらもあるんですけれども、こういったものにつきましては、一定程度寄せられているのが現状でございまして、該当地区の民生委員さんなどに協力をいただきながら注意喚起を図っているところでございます。また、コロナ関連で、PCR検査が始まったばかりの頃については、市を名乗ってPCR検査を4万円とか、5万円で受けられるというような、そのような詐欺というか、そういった市役所をかたつてというようなのが数件報告がありました。これはかなり詐欺に近いというか、完全に詐欺なので、私からというか消費生活センターから警察に情報を提供して、警察から県警のメール、ひばりくんメールですかね、あれで注意喚起を図っていただいたこともございました。また、相変わらず多いのが還付金詐欺に対する相談、こちらは防災無線なんかでも流れると思いますけれども、引き続き続いております。あとは巣籠もり生活で、高齢者も皆さん、うちにいるというところで、なかなか出られないということでネット通販、こちらの被害というのも今顕著になっておりまして、お試し価格、例えば月500円とか、月1,000円でお試しできるとかという化粧品ですとか、サプリメントとか、そういったものがお試しだったはずが定期購入になってしまって、数万円払い続けているというような事例については、頻繁に相談があります。今の消費生活センターに相談がある内容については、以上のようなところです。

次に、相談場所が非常に狭いということとコロナ禍の関係からもインターネットを利用した相談というところなんですけれども、実際に狭いというのは確かでございます、実はインターネットを使った相談というところなんですけれども、消費者庁の新未来創造戦略本部というのがございまして、そちらではコミュニケーションツールとして定着しておりますSNSを活用した消費生活相談の在り方を今検討しているということです。若者がターゲットになっているんですけれども、若者はトラブルに遭っても相談窓口相談をしない、成年年齢が引き下げられることで18歳、19歳の若者の消費者トラブルの増加なども懸念しての取組ということでありまして、令和2年11月1日から令和3年1月31日まで徳島県内及び広島市内の住民の方を対象に実証実験が行われたということです。実証実験の結果というのもこちらは全国に伝わってくると思い

ますので、そちらの結果ですとか、国、県等の動向を見ながら、インターネットやSNSを利用しました消費生活相談につきましても検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今相談員の方がお2人だということなのですが、この方々はかなりやはり経験を積んでいらっしゃると思いますが、以前とは違った相談が、特にインターネットとか、SNSとか、スマートフォンとか、大分機器が皆さんの家庭の中に入ってくる中では、やはり相談内容等、今被害の全貌などもどんどん変わってくるので、この相談員の方々の研修体制はどうなっているのか。週4日と3日ではなかなかそういう時間も取るのが厳しいのではないかと思います、その辺の対応を伺いたいと思います。

それと、そういういろいろな注意喚起で防災無線を使って市民に知らせていただいているんですが、やはりなかなか自分が被害に遭っても相談まで行くというのが大変ハードルが高いというところでは、情報誌、広報うしくでももちろんそうなのですが、その辺を相談しやすい体制というのを担当としてどう今後考えていかれるのか、その辺を伺いたいと思います。今PCRの問題だとか、そういうやはり市民の中心、注意するようなところを狙ったものというのが今後出てくるかと思いますが、その辺も含めてどういうふう被害を未然に防ぐための対応をもう少しお話しただければと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 まず、最初がちょっと聞き取れなかったんですけども、職員の研修ということでおっしゃった、よろしいですか。週4日と週3日ですので、重なる日が週に2日ですから、1人勤務のときもありますので、当然引継ぎとかは行っているんですけども、なかなか研修というところでは難しいところはあるんですが、今年の場合には、こういうコロナ禍ということもありまして、外に行つての研修会というのが一度もできなかった状況です。例年ですと、予算にも計上はしてあるんですけども、2泊3日での宿泊での研修というのが例年、昨年まではあったんですけども、そちらで研修は充実できるかというそれはなかなか難しいところはあると思いますけれども、かなりその被害というか、相談の内容も変わってきていますので、それに沿った研修を探して、リモートで研修を受けたりというのも今年度は実際実施しておりますので、そういった形で最大限、そういった現場に出向いての研修は無理だとしても今の大きく変わっている社会に対応できるように研修は受けさせていきたいとは考えております。

防災無線等での情報の発信というところなんですけれども、実は毎月広報紙に消費生活の窓というところ、コーナーを設けまして消費生活センターに実際に寄せられた相談ですとか、今こういう相談が多い、こういうトラブルが多いというのを毎月載せていますので、割に旬な感じでの情報提供というのはできているとは思いますが、そちらも広報紙を全ての皆さんが読むということでもありませんので、より充実させていきたいとは考えております。ただ、広報は毎月していますというところはお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 よろしいですね。

着座のまま暫時休憩いたします。

午後 0 時 0 0 分休憩

---

午後 0 時 0 0 分開議

○須藤委員長 再開いたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 注意喚起ということは、広報はもちろんそうなんですけれども、FM-UUというのを、やはりそういう媒体もありますので、その辺とか、あと今LINEとかでも牛久市の広報が見られますが、そういうところの充実についてはどうでしょうか。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 そうですね。おっしゃるとおりでございます。私も言い忘れましたけれども、FM-UUも毎月1回消費生活センターのコーナーを設けていまして、FM-UUで発信しております。その他、あらゆる媒体を使いましての発信に努めていきたいと考えます。

以上でございます。

○須藤委員長 「消費生活センターを運営する」、関連する質疑のある方。山本委員。

○山本委員 今防災無線ということが出たので、その件でちょっとお伺いしたいんですが、本来防災無線は災害を防ぐためのものだと思いますが、そういう詐欺被害とか、そういうことまでも放送することがどうなのかというお声も聞くんですね。防災無線に近いおうちの方は、その大きい音が聞こえてくるということに対しての騒音というんですかね、そういう観点からすると防災無線をそういう詐欺とか、そういうことにまで使っていくというのに関して、商工観光課としてはどうお考えになっているのか。昔からそういうことはなかったような気がする。いつからそうなったのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 商工観光課から防災無線で発信したことは、私が来てからは一度もありません。ですので、こちらは防災課での判断で流しているものと思われます。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですね。

では、「消費生活センターを運営する」事業については、以上といたします。

ここで着座のまま、暫時休憩です。

午後 0 時 0 2 分休憩

---

午後 0 時 0 4 分開議

○須藤委員長 再開いたします。

質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 99ページ「放射能対策を行う」ということで、これは以前から住宅地に線量を

含んだ残土を置いてあるということで、これは撤去されたのかどうか。されなければ来年度の中で撤去する方法を模索すべきだと思いますが、線量の調査を含めてどうなっているのか、お尋ねします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 住宅地に残土があるという御質問ですが、こちらで把握している限り、住宅地の中に残土があるということは、伺っておりません。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 環境省の発表で住宅地の中に一般業者が残土を放置してあるということ、それはこれまでの一般質問の答弁の中で市は承知しているということで、線量調査もやっていると聞いているんですが。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 残土を放置しているというわけではございません。きちんと保護した上で管理しておりますので、放置はしておりません。

○須藤委員長 着座のまま、暫時休憩いたします。

午後 0 時 0 6 分休憩

---

午後 0 時 0 6 分開議

○須藤委員長 再開いたします。

環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 利根川さんが今おっしゃっている件は、民地に置いてあるというのは、環境省へ行かれて御説明を受けた件ですよね。あれは環境省の管理下に入っていて、あのまま擁護というか、措置をされていますので、周りを土のうで囲って外に線量が漏れないようにしていますし、内容物についても放射能を持っている物質の計測もしていますので、管理下にあるという考え方になっています。それは環境省でも御説明を受けてきて、私、電話を頂戴していると思いますが、国の管理下になっているので、実際に埋められるものではないんです。現場がそういう埋められる環境にないので、この管理でやりましょうということを環境省は決定して、今管理下に入っているものなんです。200キログラムの件ですよね。

以上です。

○須藤委員長 これに関連する質疑のある方、ございませんね。

それでは、以上といたします。

次に、質疑のある方。山本委員。

○山本委員 109ページの0103「禁猟区を保護する」というところで、今回鳥獣駆除ということで新しく上がって、12万5,000円ですか、この内容をお尋ねします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

こちらは鳥獣に関する委託料12万5,000円なんですけれども、市の一部でイノシシ被害



が出ております。現在箱わなを3基設置しているんですけれども、こちらのイノシシが捕獲された場合、その処分、止め刺しと処分、こちらの委託はイノシシ5頭分になります。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 鳥獣駆除という意味では、鳥インフルエンザというのが今回県でもよく出たんですけれども、それに関して、先日私の地区でも小学校から回覧が回ってまいりまして、鳥インフルエンザの拡大に伴って鳥などが死んでいたら知らせてください、牛久市役所に御相談くださいというお手紙が回ってきたんですね。私もそういうところでちょっと頭が回っていませんでしたので、こういったことを市民に知らせるということを学校ではこうやって知らせているんですけれども、市としてそういう広報というのはやっていらっしゃるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

鳥インフルエンザに関しましては、常時発生するものではないんですけれども、時期的に今の時期発生が多く見られるものでありまして、今回県でも1件発生がありました。牛久市においては、養鶏農家、養鶏場を持っている都合もありますので、そちらに関しましては、通常から注意喚起は行っております。

また、市民に関しましては、鳥インフルエンザに関しましては、常時情報を発信しているものではございませんけれども、皆さんの衛生意識が高いことから、鳥が死んでいますよと、そういったことでの牛久市に対する問合せは頻繁に来ております。こちらに関しましては、鳥の種類であったりとか、頭数によって処理の仕方が違いますので、適宜対処している状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。

それでは、関連する質問のある方。市川委員。

○市川委員 千葉側から、以前聞いたときにキョンが茨城にも進出してきているということで、これは牛久市には直接被害はあるのかどうか。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

キョンといいまして、鹿の小さいような形の動物なんですけれども、こちらは千葉に多くいる状況です。ただ、茨城県にも入ってきているとは聞いているんですけれども、牛久市での直接の被害はございません。

以上です。

○須藤委員長 それでは、「禁猟区を保護する」については、以上といたします。

次に、質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 101ページです。0104の「奥原地区へ環境整備の補助をする」950万円です。協定書に基づくものとは承知をしています。しかし、今コロナ禍の下で、就職も見通すこと

ができません。牛久市でもこれからの税収減を言われておりまして、市として奥原地区の行政区長さんなどこの環境整備の問題の金額等について話し合う、このことはできないかどうか、この点だけ伺います。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 この件につきましては、奥原地区環境整備推進協議会との協定書に基づく約束事であるため、今のところ補助金額を変更する予定はありません。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 もうかれこれやはり20年近くなっている。奥原地区にここのクリーンセンターを設置をするときには、いろいろな課題があったということは承知をしています。しかし、20年がたって今のこういう状況、社会状況なども変化をしていますので、ぜひこのような話し合い、そういうような状況なども少しずつでも歩み寄っていく、そういうことが今の時期には必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 やはりこれは委員のおっしゃる部分も一部分かるところもあるんですが、地区協議会との約束事になっております。また、その協定書の中でも、ほかのよく協定書にいろいろ定期的に見直しをすとか、そういう項目が載っている部分もあるんですが、こちらの協定書にはそういう文言も含まれておりませんので、やはり当初の約束のとおり、そこにクリーンセンターがある以上は、この約束に基づいて当初定められた金額を補助金として支出するということになると考えております。

以上です。

○須藤委員長 この件に関して、関連の質問がある方。利根川委員。

○利根川委員 いろんなところでこれを言っているんですが、答弁もいつも同じで、駄目だというのは分かるんですけども、例えば、奥原地域に当初の要求としては、部落の中をごみ収集車が通らないということの協力もして、今は部落を通らないで処理場に入れる。新しい道路もこれは非常に大きなお金をかけて造っているわけですね。そして、20年を越えて約2億円ですよ。その行政区に2億円というお金をつぎ込んでいる。これはやはり今コロナの状況の中で、税収も落ち込むことを含めて、ぜひ今だからこそ奥原地域に行って、市長が頭を下げて検討してくれないかということを今しなければ、もうするときはないと思います。いつもその協定書ばかり、これはあみ齋場もそうですけれども、この協定書のことをやはりそれを撤回してもらえるような形に何度でも首長が行くべきだと思いますけれども、そういった努力をしない限り、これは50年ぐらいすぐたっちゃうんじゃないですか。もう一度執行部の中で検討していただいて、ぜひそういう方向でお願いしたい。例えば、国際的に条約を結んだとしても条約を破棄するということはある程度通告すればこれは国際法上、ある程度認められるということもありますので、ですから、一度結んだものが絶対に駄目だということはないと私たちは思っています。その点について、もう一度お尋ねします。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 この件につきましては、利根川委員の強い要望ということで受付いたします。

以上です。

○須藤委員長 それでは、この件に関しては以上です。

それでは、次に、質問のある方。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません。ちょっと事業内容は分からないので、恐らく廃棄物対策課なのかと思って質問させていただきますが、クリーン作戦がコロナで1年にわたってずっと中止になっておりまして、かなり周囲が、道端に使い捨てのマスクが落ちていたりとか、空き缶とか、かなりごみがたくさん散らかっている様子が見られるんですけども、このクリーン作戦は、再開というのはちょっとコロナの状況もあると思いますが、そういうめどがあるのかということと、それから、今現状として、周囲の環境が、そのような形でごみが結構散らかっている様子があるんですけども、市として何か対策を考えているのかだけ、1点お聞かせいただきたいと思います。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 確かに今年度予定されていましたが3回のクリーン作戦については、中止ということにいたしました。ただ、3回目のものにつきましては、公的には中止ということでお知らせはしましたが、各行政区長には、いろいろ個別事情もありますので、もし開催をする場合には、申出をしてくださいという通知を出しております。中にはやはり実施した行政区もあると伺っております。その場合においては、通常どおり、市でごみの収集を行って、協力をしているというところでございます。

また、令和3年度における再度の再開ということなのですが、ごみゼロの日ということで5月30日、令和3年は予定しております。これにつきましては、やる方向で今準備をしているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 以上で、環境経済部等所管の質疑を終結いたします。再開は、13時30分いたします。

午後0時19分休憩

---

午後1時30分開議

○須藤委員長 それでは、休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

建設部より令和3年度当初予算位置図について配付の依頼がありましたので、これを許可し執行部説明員の机上に配付しました。

まず、執行部の説明につきましては、令和3年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思います。

なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を得た後、マイクを使用し発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和３年度一般会計予算の建設部等所管について問題に供します。

まず、執行部の説明を求めます。建設部長。

**○山岡建設部長** それでは、建設部所管の令和３年度の予算概要につきまして御説明をさせていただきます。

建設部の歳入予算総額は６億２，００４万７，０００円で、前年度と比較しますと２９．５％、１億４，１２８万６，０００円の増額計上となっております。これは、主に国庫補助金の増額によるものでございます。歳出予算総額は２４億３，２７２万円で、前年度と比較しますと１７．６％、３億６，４３３万５，０００円の増額計上となっております。増額の主な理由といたしましては、市営猪子住宅建て替え工事や計画に基づく舗装修繕工事などを計上したことによるものでございます。

次に、各課における予算の概要につきまして御説明をいたします。

初めに、道路整備課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、道路占用料などで、歳入総額は前年度比１１．４％、３，８１０万８，０００円増の３億７，２３５万７，０００円の計上となっており、歳出につきましては、前年度比８．１％、８，２７１万２，０００円増の１１億４３７万４，０００円の計上となっております。歳出の主な事業でございますが、道路維持費におきましては、市道の補修委託、また舗装修繕計画に基づく市道２９９０号線、カントリーライン等の舗装修繕など３億８，５６５万４，０００円を計上してございます。道路新設改良費では、継続して通学路整備、狹隘道路の拡幅、牛久駅西口広場バリアフリー化改修など５億４００万７，０００円、また排水路整備として既存団地排水路、下町緑地調整池流入管の整備など１億４，７３０万円を計上してございます。

次に、都市計画課でございますが、歳入につきましては国庫補助金などで、歳入総額は前年度比２０．５％、１，４５７万円増の８，５５２万１，０００円の計上となっており、歳出につきましては、前年度比９．５％、３，９７０万２，０００円増の４億５，５８４万４，０００円の計上となっております。主な事業でございますが、都市計画総務費におきましては、北部地域宅地開発に関する業務委託など１，９３９万９，０００円、公園費として植栽管理や長寿命化計画に基づく遊具改修など２億３，６７７万８，０００円、駅周辺整備費として牛久駅西口ペデストリアンデッキ改修工事、昇降施設等の保守点検維持補修工事など１億３，１５４万９，０００円を計上してございます。

次に、空家対策課でございますが、歳入につきましては国庫補助金で１６６万円の計上となっており、歳出につきましては前年度比５０．７％、５４０万７，０００円増の１，６０７万３，０００円を計上し、略式代執行による特定空き家１棟の解体工事を予定するとともに、引き続き管理不全の空き家に対し指導・助言の実施、空き家・空き地バンクの利用促進、無料相談会の開

催など、空き家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、空き家の利活用及び管理不全空き家の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、建築住宅課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、市営住宅使用料などで、歳入総額は前年度比118.2%、8,694万8,000円増の1億6,050万9,000円の計上となっており、歳出につきましては、前年度比290.2%、2億2,070万3,000円増の2億9,676万円の計上となっております。主な事業でございますが、都市計画総務費におきましては、開発許可運用計画策定など618万9,000円、住宅管理費として市営住宅維持補修工事や、老朽化した木造住宅解体、猪子住宅建て替え工事など2億8,673万3,000円を計上してございます。

最後に、下水道課となりますが、公共下水道費において、下水道事業会計への負担金、補助金、出資金として前年度比2.9%、1,581万1,000円増の5億5,966万9,000円を計上してございます。

以上が建設部所管の予算概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告いただきましたが、お手元に道路整備課における事業箇所を示す令和3年度当初予算位置図をお配りさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上となります。

○須藤委員長 これより建設部所管について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。  
長田委員。

○長田委員 お願いします。

117ページの0104「通学路の安全確保のため市道を改良舗装する」についてです。

予算案の概要にも入っておりますが、令和3年度は53号線、56号線、1013号線の整備ということで、たくさん要望があると思います。その中で選定された理由についてと、あと優先順位を決める何か決定的な理由などとか、そういうものがあるのか、その選定の中でも、そういうものについて伺いをいたします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 道路整備課、藤木です。よろしくお願いします。

通学路整備についての質問にお答えさせていただきます。

まず、この事業で整備しているものが内容としては道路拡幅をして歩道を整備する、または拡幅して路側帯を設けてカラー塗装等で歩行者の通行帯を整備するといったことを行っております。

整備の路線の選定についてなんですけれども、やはり基本的には行政区さんなどからの要望、あるいは通学路危険箇所対策隊というのがございまして、そちらで合同点検、これにつきましては学校ですとか保護者さんなども含まれておるんですけれども、そういった点検を行いまして、行った箇所について現地の交通状況ですとか、実際に拡幅ができるのか、補償物件がどの程度あるのかとか、あとは流末の排水が確保できるかどうかなど、そういったものを確認してまいります。それに併せて国の交付金の事業の対象となるかどうかを、県なんかとも調整しながら協議を

行ってきまして、そういったもろもろの条件を整理した中で整ったところから整備をしていくという形になります。優先順位ということもあるんですけども、ちなみに先ほど申し上げました通学路危険箇所対策会議で策定しております牛久市通学路交通安全プログラムというのがあるんですけども、これに位置づけられているということが交付金を受ける条件の一つとなっていますので、当然その辺はやはり優先的になっているのかなと考えております。

以上です。

○須藤委員長 長田委員。

○長田委員 この要望がある中で、広さとかそういうものでどうしても歩道が整備できない箇所というのも結構あると思うんですが、どれくらいそういう場所の要望が出ているのかがもし分かればについてと、あとどうしてもできない場合はどのように対応されているのかについて伺いたします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 再度の質問にお答えいたします。

すみません、歩道ができない箇所の箇所数というのは、ちょっと今何とも言えないんですけども、できない場合は、先ほど申し上げましたけれども、限られた幅員の中にはなるんですけども、路側帯を設けて、先ほども言ったんですが色をつけて、歩行者が通行するスペースですよというような表示をするような形で、運転する方とかに注意喚起をできるような形での整備というのを行っているというのが現状でございます。

以上です。

○須藤委員長 ほかに、通学路の安全確保のための改良舗装に関して質疑のある方いらっしゃいませんか。市川委員。

○市川委員 お願いいたします。

この位置図でも、その1に3か所通学路という形で出ていますね。今回は、53号、56号、1013号がメインかと思うんですが、その中で1013号がケンタッキーのところまでかなと思うんですけども、これによってほぼ、一部区間を除いてほぼ完了という形でよろしいんでしょうか。それをちょっと確認させてください。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 御質問の1013号線につきまして、これまでふれあい道路から栄町保育園までのところが整備ということで、ここまでは、栄町保育所側から整備、工事を進めてまいりまして、今度は排水の関係もございましてふれあい通り側から今度工事を進める予定になっています。今、まさにその部分の補償の交渉とかを行っておりまして、一応我々の考えといたしましては、交付金の状況とかもちろんあるんですけども、令和3年度、令和4年度で残りの区間を整備しまして、先ほど申し上げられた一部残っているところがあるんですけども、それで一応完了という形で考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに関連して質疑のある方。よろしいでしょうか。

以上で、通学路の安全確保のため……失礼しました。以上でこの件に関する質疑を、以上いたします。

それでは次に質疑のある方。山本委員。

○山本委員 お願いいたします。

ページ数では115ページの一番上です、0102「木造住宅の耐震化を支援する」、今回の委託料はこれは何件分になっているのかというところをお伺いしたいと思います。

そして、この耐震改修促進計画というのがたしかあったと思います。この計画の令和2年度末は最終年度に当たると思うんですが、その目標値に対して耐震化がどれくらい達成できたのかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課の高野です。委員の御質問にお答えしたいと思います。

今年度の木造住宅の耐震化を支援するという事で5件予定しております。

それから、耐震化率についてですけれども、平成28年度策定の牛久市耐震改修促進化計画において、平成27年度末の住宅、一般住宅の耐震化率は住宅土地統計調査によると86.6%となっております。令和2年度末の推計は89.5%となっております、2.9%伸びています。それから、公共建築物の耐震化も今100%になっていることから、引き続き木造住宅耐震診断士派遣事業を啓発することによって耐震化率の向上を図っていきたいと思っています。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 89.5%という数字は、目標値に対して達成しているのでしょうか。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 目標値は95%となっていますので、もう少し時間がかかると思います。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 耐震化が進まないというのは、耐震改修の工事費というのは牛久市では補助金というものが出ておりませんので、なかなか耐震化でそういう判断が出て改修まで進まないというところがあると思うんですが、他の自治体では補助金が出ているところが多くあると思います。ただ、牛久市の場合、個人の財産に関わる場所には補助金は出さないという考え方であると思いますが、住宅もさることながらこの中にはブロック塀とかそういったものとかも含まれていたと思います、この改修計画にはね。その中で、子供の安全を守るという意味で通学路のそういうブロック塀などの改修というのも目標にはなっていたと思いますが、それも含めての安全ということも含めて、通学路の安全というものを含めての考え方としては、やはり補助金というのは難しいという考え方でよろしいのでしょうか。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 去年の3月の議会の答弁でもあるように、現在は補助金は検討していないという形になっています。それで、一般の方から来る耐震診断士派遣の依頼ですけれども、平成30年度が4件、令和元年度が3件、今年度が2件ということで、件数も少ないということもあ

りまして、ちょっと推移を見守っていきたいと思っています。

ブロック塀については、資料も、他市町村の事例は県から通知が来ているので、注視して見ているところです。

○須藤委員長 ほかにこの件に関して、関連して質疑のある方。では、以上といたします。

次に質疑のある方、挙手をお願いします。諸橋委員。

○諸橋委員 よろしくをお願いします。

117ページの、0101「下町緑地を整備する」事業についてお尋ねをいたします。

この事業、緑地整備することによって、下町地域、あの水上がる場所あったと思うんですが、東みどり野の調整池との兼ね合いについてお尋ねをいたします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず先に、東みどり野の調整池の関係ということなんでございますけれども、下町緑地調整池のほうにつきましては、上町とか下町のほうから水が来ることを想定するのプラス、東みどり野側の調整池からの水の排出するものも併せて流入をすると想定して整備を進めています。なので、みどり野とか東みどり野の区域とか、上町、下町区域のエリア全体の雨水対策に必要な調整池という位置づけにはなっております。なので、ここを整備することによって、みどり野、東みどり野の雨水管を整備することも進めることもできるということになりますし、今後というか、今下町区民会館前のほうとかですね、雨水管を整備して、これからU字溝とかの整備を行っていくんですが、そういう全体的な雨水排水の対策に効果があると考えております。

以上であります。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 そうすると、要は東側の水の流れとしても、下町緑地というのは受皿となって、最終的にこの水が牛久沼に流量を計算して流し込むという認識でよろしいですか。

あと、これを整備することによって、1時間当たり何ミリくらいまでの降雨量に対応できるような計算になっているかというのが分かればお願いします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 水の流れといたしましては、今おっしゃられたように、御質問にあったように、みどり野側の調整池から出た水が、今ある河川部はその分流れていきます。それで足りなくなった分は下町緑地のほうに、調整池に水が入るというような造りになります。

調整池の計算については、基本的には下水道計画の雨水計画に基づいておりますので、基本的には1時間50.7ミリというのが下水道計画でうたわれていますので、そういう形になります。

以上です。

○須藤委員長 次に、この事業に関連して質疑のある方、挙手を願います。では、下町緑地を整備する事業については以上といたします。

次に質疑のある方。秋山委員。



○秋山委員 よろしくお願ひします。

まず、都市計画課の所管です。121ページ、0102「公園・緑地・街路樹を維持管理する」、この事業の内容でお伺ひします。

まず、公園の数と年間の水道料金をお示してください。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの公園の水道についてお答えいたします。

市内の公園で上水道を引いている公園は62か所ございます。うち、トイレがあるところが14か所、下水道に加入しているところは33か所になります。これらの水道料金なんですけれども、水道料金の基本料金が官公署の団体料金月5,170円、20立方メートルまでが基本となっております、全体で……、年額約360万円ほどになっております。すみません、以上です。

○須藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 要するに、公園で使用されている水道料金が年間360万円ということによろしいですね。コロナ感染拡大の中で、子供たちが公園で遊ぶ機会というのも少なくなっていて、水道を使う機会も少なくなっていると思います。ただ、夏場なんかは結構公園を見回ったりすると、水浸し、要するに子供が水を出しっ放しにして遊んで、砂場に水を流して遊ぶというケースがあって、結構水浸しのところが目につくんですね。今後、水の管理として、場所によってはばね式の蛇口を使っているところもあるかと思うんですけれども、公園全体をそのようなばね式の蛇口に取替えをして管理をするというお考えがあるのかどうかお伺ひします。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水道料金の節約や、あと場合によっては洗車とか水まきなど目的外に利用されないために、今ばね式とおっしゃいましたが、自動停止水栓という言葉で、自動で止まる水道の栓、それに交換するメリットもあると思われます。公園によっては、これまでに地元からの要望がありまして、その自動停止の水栓に交換した事例が1例あります。ただ、場所によりましては、公園里親などで使っているところではホースで水をまいたりとか、あとタンクに水をくむためにずっと出し放ししておく必要があるとか、そういうところもございます。そこで、自動停止の水栓にすることでかえって使いづらくなることも想定されますので、流しっ放しや洗車など目的外の使用に対しては、現場の掲示等でマナーを呼びかけているところでありまして、自動停止水栓への交換については地元の要望があった場合に、管理状況などを確認した上で検討してまいります。

○須藤委員長 ほかに、これに関連して。諸橋委員。

○諸橋委員 遊具の安全点検や保守管理についてはどのようなになっているのかお伺ひします。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 2年前より、遊具の安全点検については法で義務づけられましたので、現在専門の業者に委託する形で年に1回遊具の点検を行っております。まず、日常的な点検といたしまして、職員が現場に赴いた際に遊具の破損箇所等を目視により点検したり、あと公園里親などで活動いただいているところでは、市民の方から公園の遊具などで危険箇所がないか等、見つ

けた場合には市に御連絡いただくような形で協力体制を取って進めております。

○須藤委員長 ほかに関連して質疑のある方ありませんか。それでは以上といたします。

次に質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、115ページです。0107「橋梁を維持管理する」の事業です。3,050万円の計上です。ここの工事請負費のことについて伺いたいと思います。

今、この位置図を見ますと、橋梁維持管理する北浦跨線橋がそうではないかと思いますが、この事業内容について伺いたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 橋梁についての御質問にお答えいたします。

来年度予定しておりますのは、御質問にありましており北浦跨線橋を予定しております。内容といたしましては、伸縮装置の交換、橋と橋をつないでいる部分ですね、これが老朽化してしまっていますのでそちらの交換と、橋面防水といって防水ですね、その名のとおり防水なんですけれども、そちらの補修工事を予定しております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、工事となりますとみどり野に下りる場所だと思いますが、どのような工事期間中になるのか。例えば、通行止めになるような、そのようなことも想定されるのかどうか。その場合には、迂回路なども考える必要もあると思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問のように、交通量もあるという場所だと認識をしておりますので、今回の工事につきましては、夜間の片側交互通行ということで、通行止めはせずにできるだけ交通の影響はないようにしたいと思っております。当然、夜間になりますと周辺住民の方に御迷惑をおかけするんですけれども、その辺は事前にきちんと周知して、迷惑のかからないような形でやりたいと思っております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、工事期間というのは夜間工事ということも含めましてどのくらいの期間、いつ頃から始められてどのくらいの期間を想定しているのか伺います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 工事の期間、発注の予定につきましては夏場くらい、7月くらいに発注したいと考えております。契約の工期につきましては、約6か月くらいを考えております。先ほど申し上げた伸縮装置とかの部品の納品とかに結構時間がかかりますので、工期としては半年くらい取らせていただきます。実質の工期はそんなに、作業自体はそんなにかけないと思います。ちょっとすみません、細かい具体的な時間までは。失礼します。

○須藤委員長 次に、関連して質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいですか。では、橋梁に関する質疑は以上といたします。

次に質疑のある方。市川委員

○市川委員 お願いします。

ページ数でいきますと119ページ、「結束川の拡幅をする」なんですけれども、この位置図でもあるんですが、これによって雨水、ゲリラ豪雨等々で一時この地区も氾濫したと思うんですね。あのような災害が起きた場合、今回のこの拡幅によってどのくらいカバーできるのか。あと、工事的にこれで一旦、この拡幅をした段階で、金乃台の下に通すなんていう話もあったんですが、そこまでまだこの先考えているのか。それとも、一時的にこの段階でストップするか、ある程度のめどがつくのかどうかお聞きします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

神谷小の下の結束川の調整池、これまで何年かけて整備してきております。私の認識としては、ここ数年あの辺の冠水というのは少なくなってきた、全くないとは言えないのかもしれないんですけれども、以前のような本当に宅地に影響してしまうような冠水はなくなってきたのかなと考えております。

今後なんですけれども、今の状況、申し上げたような状況もございますので、ある程度の段階でストップといいますか、先のほうは今後また上流側の状況などを見ながら、委員の御質問にあったように金乃台を抜いて、最終的な計画としてはその下にもう一つ調整池を造るというような計画も、河川の計画としてはございますので、その辺はちょっと状況を見ながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○須藤委員長 市川委員。

○市川委員 では、現段階ではある程度宅地に流入したりとか、以前はあそこの結束川の子供らが作ったデッキが流されちゃったっていうようなことは、そんなに極端に考えなくていいという状況まではカバーできたのかということだけ、再確認、もう一回お願いいたします。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 御質問のとおり、今の段階で、ある程度、全くないとはもちろん言えないかもしれないんですけれども、ある程度効果が出て抑えられているのかなと考えております。

以上です。

○須藤委員長 それではほかに、この件に関して関連する質疑のある方、挙手を願います。よろしいですね。では、以上といたします。

次に、質疑のある方。利根川委員。

着座のまま暫時休憩です。

午後2時06分休憩

午後２時０７分開議

○須藤委員長 再開いたします。利根川委員。

○利根川委員 遠山川の拡幅工事、来年度どこまで、全て完成し切るのかどうかお尋ねしたいんですが。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 御質問にお答えいたします。

遠山川につきましては、６号バイパスのほうの工事に併せて常磐線のところから根古屋川までの間を拡幅しようということで今進めております。バイパスの部分については、バイパスのほうの工事で行っていただくということで今話は進めております。来年度につきましては、失礼しました、このバイパス部分は６号のバイパスの工事でやりまして、その前後、その分市のほうで整備したいと考えております。

来年度につきましては、その整備をするために必要となります用地の取得を進めたいと考えております。予算もそちらで計上させていただいております。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうしますと、あそこは成井だったですか、Ｕ字溝の問題とかですね、あそこで雨が降ると大分水がたまるというような状況だったんですが、それはほぼ、来年度の工事で完了するというふうになりますか。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 先ほども申し上げました、来年度はまだ用地取得だけになります。工事も、６号のバイパスのほうで河川の部分はまだなので、来年ちょっと解消ということにはならないんですけれども。ただ、成井もそうなんですけれども、あと南部のほうですね、位置図のほうにありますけれども市道５３号線のほうの排水の問題もありました。そちらにつきましても、この遠山川を整備しないとということで、前々から御要望いただいていたんですけれどもなかなか事業化できずにいたんですが、ここに来てバイパスのほうも進んできまして、遠山川の整備も進められるということで、昨年度から５３号線のほうの測量設計に入りまして、来年度から一部取得と工事に入っていきたいと考えております。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 最終的には何年度で完成ということになるんでしょうか。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 遠山川の整備ですかね。申し訳ないですけれども、今まだバイパス、常総国道事務所のほうとバイパスのほうの工事ですちょっと工程的なところを詰め切れていないというのが正直なところでして、今の段階ですちょっと何年度ということは、完了というのはちょっと申し上げられないというのが正直なところです。

○須藤委員長 ほかに、これに関連する質疑のある方は挙手を願います。よろしいでしょうか。では、以上といたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。山本委員。

○山本委員 ページ数でいくと１１７ページの０１０６都市構造再編集集中支援事業、改良舗装工事、駅西口のバリアフリーの工事かと思うんですが、今回ちょっと図面出していただこうと思ったらまだそれがちょっとできていないということで、大体分かっていること、トイレとか、身障者用のスペースとかそういったところがどういうふうになるのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

牛久駅の西口の駅前広場の改修工事につきましては、来年度予定しておりますのが大きく分けて３点になります。１点目は、駅からバス停の島を含めましてエスカードまで、平面で横断できるような形にするための横断歩道の設置。それから、２点目が今ちょっと御質問にもありましたけれども、エレベーターの近くに障害者の方、高齢者の方も含めてにしたいと思いますけれども、そういう方々が利用できる乗降場所を設置。それから、３点目が一般の送迎の方の乗降場所、以前に一部ちょっと作ったんですけれども、まだ足りていないという御意見もありますので、そちらを増設したいと考えております。この整備に伴いまして構造物の撤去だとか改修だとか、植栽の撤去だとか、もちろんスロープの設置だとか、横断歩道を設置しますので照明灯の設置だとか、そういった工事をする予定となっております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 トイレとか、あとは喫煙スペースですね、今喫煙スペースは撤去していますけれども、整備した後喫煙スペースはどうなるのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 まず、喫煙場所につきましては、今のところちょっと検討はしていたんですけれども、ちょっと適切な場所がないのかなというところが正直なところで、今のところは設置の予定はないという状況です。

以上です。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 今、トイレに関する御質問がございましたが、トイレについてはまだ計画中で具体的な内容等は決まっておりませんので、決まりましたらまたお伝えしたいと思います。

○須藤委員長 それでは、ただいまの件に関連する質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。では、以上といたします。

次に、質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 空き家の適正管理及び有効活用を推進する事業についてお尋ねします。

現在の牛久市の空き家の状況と、この中で工事請負費として４３８万３，０００円上がっているんですが、これの詳しい内容についてお尋ねをいたします。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしくお願いいたします。

現在の市内の空き家の状況ですが、私どものほうでつかんでいる状況としまして、管理不全の空き家が約80、管理していただいている適正管理されている、一部改善されている物、あとは不動産の業者の方が管理している物、こちらが600、そういう形で捉えております。700弱を、戸建てだけなんです、そういう形で捉えております。

続きまして、438万3,000円、工事請負費なんです、こちら市内にある管理不全空き家、これちょっと危険な状況にあるということで、一応こちらで代執行をちょっと予定しているというところであります。場所について、個別な場所になってしまうので個人情報を含めてしまいますので、実際にやるときになりましたらまた全協なりにお示ししていきたいと思っております。

以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 そうしますと、代執行する予定物件というのは何件なのかという点と、管理不全物件80件中、本当に住民生活に影響があるような物件というのはこの代執行を行う物件だけなのかという点をお尋ねいたします。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 今回代執行を行う予定の物については1棟となっております。この80件の中で本当に危険な状況の物があるかということなんですけれども、管理不全以外の空き家の中で特定空家というものをちょっと認定等はしておりますが、改善された物もございまして、全部で……、平成29年から今まで合計で13件ですね、特定空家には認定してきておりますが、そのうち7棟については自主的に解体とか、市で略式代執行を行った案件も2件ございまして、そういう物を含めまして7件は認定取消し、改善されております。残りが6件ほどあるんですが、その中でも手をつけていただいて、除草とかですね、完全に全部が解決にはなっていない物もありますんですが、今のところその特定空家認定している物で危険な物という物はその中ではそんなにない、危険な物は手を入れていただいていると。ちょっと、こちら、今回代執行を行う物については、これからいろいろ調整していくということで考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに、関連する質疑のある方、挙手を願います。

○遠藤委員 それでは、空き家の適正管理のことについて、今解体撤去の予定があるということなんです、具体的に解体撤去するまでの流れですね、その辺をお示してください。

それと、以前に解体をすると、更地になると固定資産税が6倍になるというような、そういうような話も聞いたことがあるんですが、こういう税に対して変化、対応するような変化が実際あるものかどうか、その辺をお聞きします。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

代執行までの流れとしましては、当初、こちらのほうは今度立入調査等を行いまして、立入調査等行った上で今後入札を行います。入札を行った上で、官報に掲載等していきまして、順次代

執行の工事を行っていくという形になります。

それと、先ほどの更地になった場合の1.6倍ということなんですけれども、もともと固定資産税のほうには小規模住宅特例措置ということで6分の1、固定資産税のほうにかかっておりまして、こちらが住宅がなくなるということで、これが取れてしまうから6倍になってしまうという事は言われているんですが、実際空き地になった場合ですと、これ全国一律なんです、空き地に対して評価額の10分の7、7掛けという形で計算されます。税率のほうですね。プラス、建物の分については、当初固定資産税のほうに建物の分としての税額がのっかっているんですが、建物を壊した段階で建物の分、これがなくなる。更地になったところで建物分の税額がなくなる。ただ、6分の1がなくなるから6倍ということではないんですが、一応指標は私どものほうでして、いろいろ税務課さんのほうとちょっとお伺いしながら指標にしております、2倍から最大でも4倍くらいの間での推移かなと。土地の評価額、あと形状、例えば調整区域の中とか、市街化区域の中とか、都市計画税云々とか、いろいろなものが関係してきているんですが、何個かちょっと例題をつくったところ、やはり1.98から4.2くらいの間なのかなと。ただ、そのものについては、国の法律的なもののほうは変わりはありません。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、解体撤去までの、それについては分かりました。結局は、管理不全ということで、税金を使いまして解体撤去します。例えば、それが売却をしたときに収入として上がってきますね。その収入からこの費用を引いたものが、その分が市の歳入になるのかどうか。その辺、解体撤去に当たっての税金の充当の内容ですね、どういうふうなことで、回収されない限りは市の負担ばかりが増えてしまうということでは、こういうような案件が今後増えてくると市の負担が多くなるということでは、この適正管理というところでどういうふうに、管理不全にならないようにやっていくための広報とかそういうの、お示してください。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

やはり、今委員が言われたとおり、空き家にさせない、管理不全にさせないということが一番大切だと思っております。その中で、事前に空き家になる前のことということで、当初からやっておるんですが空き家の無料相談会を実施しております、年4回ですね、こちらは専門家の弁護士、司法書士に入っていた無料相談会を実施しております。今年度4回予定していたんですが、ちょっとコロナの関係で2回に減ってしまったんですが、実際に5組ほど、1回のやつに対して5組とか来ていただいて、実際に空き家を相続したんだけどどうしたらいいかという相談を受けて、空き家バンクに登録してもらって売ったとか、そういう事例がございます。そういうものと、実際に毎年実態調査を行っております。水栓情報の閉栓情報をいただきまして、それを基に1年間使われていない物件にアンケートを出しまして、使っているかどうか、使っていないのかということを知った上でパンフレット等を入れて、長く空き家にさせない、こういう形で売買しましょうという率先したものを入れて、なるべく活用していただくというものを促し

ながら進めております。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩です。

午後 2 時 2 4 分休憩

---

午後 2 時 2 4 分開議

○須藤委員長 再開いたします。空家対策課長。

○柴田空家対策課長 すみません。回収費なんですが、今のところ 2 件過去に、去年やったものについては、所有者が不存在ということで市で実際に代執行を行いまして、今現在相続財産管理人という者をつけておりまして、司法書士、弁護士にお任せして、売買を今進めております。ちょっと、情報的には売れそうだということをお聞きしているんですが、まだ完全に売れたということではありません。その中で、売れた場合ですとその中から解体に要した費用を回収していくということを考えております。ここ実際、初めて今行っているものなので、ちょっとそこで赤字になるのか黒字になるか、できれば黒字にしたいんですが、黒字になればなったで今度は余ったお金は国に寄贈されてしまうので、余分なお金は市には入ってこないんです、実際出た分だけということなんです。そういう形で回収をして、売買して償却して、売っていこうかなと考えております。

○須藤委員長 それでは、この件に関して関連の質疑のある方は挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 この解体工事ですね、来年度の予算で含まれているんですが、大体担当課のほうの計画ではいつぐらいまでに撤去できるのかという目安を、分かっていたらお願いしたいんですが。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 すみません。いろいろなるべく早くはやりたいと思っております。時期的なものについては、いろいろ調整するところがあるところなんですが、できれば年内には行いたいと考えてはおります。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 年内というと、1 2 月までということなんですか。（「そうですね」の声あり）

○須藤委員長 ほかに質疑のある方、よろしいでしょうか。それでは、以上といたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。

着座のまま暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 7 分休憩

---

午後 2 時 2 7 分開議

○須藤委員長 再開いたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、1 2 3 ページです。0 1 0 3 「駐車場を指定管理者により管理運営する」5 2 5 万 8, 0 0 0 円の事業であります。



これは、指定管理者が市営駐車場の管理運営をしていると思いますが、この辺の管理運営の状況ですね、そういうのが、点検とかそういうような状況、指定管理、牛久都市開発だと思いますが、その辺の状況ですね。それから、何か市民から管理があまりできていないのではないか、そのようなクレームがあった場合の処理はどういうふうに対応していくのか伺います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者の管理の状況、点検などに関しましては、まず指定管理者の社員による定期的な巡回を実施いたしまして、施設や設備に不備や故障等が発生していないかを確認し、適宜報告をいただいております。また、指定管理者より月に1回月次の報告書を提出していただきまして、それによって駐車場、駐輪場の内容について確認しております。施設につきましては、自転車駐車場などには常駐の職員がおりますので、毎日常駐の職員がコードやライトの確認等を清掃または巡回時に行っておりまして、不備や故障を確認した際は責任者及び関係部署に連絡、報告を行い、また必要に応じて市に連絡をいただいております。また、日誌や維持管理の業務台帳を作成しまして、施設の点検状況や修繕の実施状況を記録しまして、こちらを月に1回報告書として報告いただいております。

市民の方からの御意見等ですが、まず指定管理者のほうでも市民からの御意見の対応マニュアル、そちらを作りまして、よく御意見いただく内容についてその対応を進めております。よくある御意見としましては、利用料金に対する不満、高いとかそういうことであるとか、あとサービスに対する御不満や、対応した窓口の職員などの不適切な言動に対する御不満、あと駐車場での車上狙いやいたずら、そういうものに対する案件、あと駐輪場におきまして自転車の盗難や自転車のいたずら、あと駐車場内での利用者同士のトラブルなど、そういうものが主に寄せられるということですが、それらにつきましてはマニュアルを作成いたしまして、指定管理者の中で適正な対応を進めているということです。その中で、特に必要に応じて都市計画課のほうに、こちらでも御連絡いただいたり、簡単なものに関しては月次の報告の中で報告をいただいております。

駐車場の管理に関しまして、先日の本会議の中でも御指摘いただいたことなんですけれども、清掃に関して、先月の定期報告の際指定管理者と協議を行いまして、指定管理者のほうでは適宜実施するということで報告をいただいていたのですが、今回週1回定期的に巡回し、清掃を行い、維持管理に努めるということで、協定のほうに明記していただくよう指導しているところでございます。

以上になります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この市営駐車場ですね、人員体制についてはどうなっているのか。今、定期的に体制を取って報告をしているということなんです。紙ベースで報告を受けるだけでなく、点検の、紙ベースじゃないその実態の、何かあったときには担当が現地に行ってその確認とか、そういうような点検はされているのかどうかですね。それをお願いします。

それと、清掃が今までは随時だったということは、この間まではそういう定期的にやっていな

かったということなのかどうか。その辺をもう一回確認。それを週1回にしたのかどうか、その辺はちょっと確認をさせてください。

それから、常駐しているということがありましたが、その常駐する駐車場は何か所あるのか、その辺をお願いします。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、現地確認なんですけれども、基本的には指定管理者のほうで行っておりますが、これも要請等があった場合必要に応じて市の担当職員も現地に行行って内容確認をしております。

あと、清掃に関しては、随時ということで報告をいただいておりますが、これまでは見回った際にごみなどがあったときに必要に応じて掃除をしているということで定期的なものではなかったという報告を受けました。そこで、こちらのほうから指導いたしまして、必ず週に1回は行うようにということで変更していただいております。

あと、ちょっと先ほど説明があまりよくなかったんですけれども、常駐というのは駐輪場の受付の窓口の職員のほうでして、牛久駅東口駐輪場、これは交代で午前の日と午後の日とあるんですけれどもそちらと、ひたち野うしく駅駐輪場は東西で東口午前、西口午後とかそういう形で、交互であるんですけれども、そこに常駐しているということで申し上げました。

以上になります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 先ほどの駐車場の清掃ですね。この随時が週1回になったということは、料金体系に、料金には影響が出るのかどうか伺います。

それから、先ほどの常駐のことは駐輪場だということは確認いたしました。その人数は何人なのか伺います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にありますが、駐車場の清掃回数を増やしたということで、利用料金に変更はございません。

あと、駐輪場の常駐の人数なんですけれども、それぞれいるときは各1人で対応しております。

以上になります。

○須藤委員長 ほかにこの件に関する質疑のある方、挙手を願います。それでは以上といたします。

次に質疑のある方、挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 125ページ、「市営住宅を建設する」ということで、これまで何回かいろいろな計画が出ていました。根本市長も、高層の市営住宅なるものを当初言ったんですが、何回か市営住宅については変更されているんですが、その理由をお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 委員の御質問にお答えいたします。

牛久市市営住宅長寿命化計画において、老朽化した木造住宅の集約・建て替えが市営猪子住宅

地内で決定しました。また、平成30年度に策定した牛久市市営住宅再構築基本構想において、構造や階数等検討した結果、入居者がいながら工事ができること、それから高齢者への配慮等、また工事費や工期の年数等から判断しまして、木造の平屋建て及び2階建てで建設することが合理的であると判断しています。新規の建て替え戸数については54戸としまして、令和9年度までに整備し、既存のRC造192戸を長寿命化に基づき維持管理を行いまして、目標ストック戸数を246戸して管理していきたいと思っています。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 分かりました。計画が変更されたということですね。先日、現地でいろいろお聞きしたんですが、1階と2階、2世帯でできるようなというふうに聞いたんですが、市営住宅で2世帯住宅というのはちょっとあり得るのかどうか。年配の方が入るには、例えば1世帯の場合は2階というものは本当に使えるような状況にあるのかどうかということ、非常に疑問に思ったんですが、その点についてどう検討されたのかお尋ねします。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 今回の猪子住宅の建て替えについては、今のところの市営住宅のストックが3DKといった70平米程度のファミリー向けになっていまして、現在入りたいという方とか、猪子住宅やほかの木造住宅に入っていらっしゃる方が単身であったり、高齢者であったりということになっていますので、大きさを小さくしたものを数多く造ろうということを考えまして設計を行っています。高齢者の方が2階に行くというのは難しいので、1階部分を高齢者の方が入れるような、スロープであるとか、浴室の引き戸であるとか、様々な車椅子の通れるような廊下の幅とか、そういったものを考慮しまして、1階部分に老夫婦であれば2人は暮らせるような、現在猪子の今の木造住宅は30平米ほどですから10平米ほど、2回りほど大きくなっていますので、そういった方にも使いやすい配慮をしております。それで、木造2階部分については、1部屋多くつくってまして、猪子住宅の人口構成が高齢者ばかりになってしまっていて自治会のほうからも若い人を呼び寄せてほしいということを要望受けていますので、2階部分については小さなお子さんがあるファミリー世帯を呼び込みたいなと考えています。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 前山住宅はそういう状況じゃなかったですね。前山住宅もいろいろ検討された結果、上と下は違う世帯が住んでおられるということですね。今回は、もう建ててから10年くらいなりますかね、そういう中でどういう変化なのかというのが今の猪子住宅の住んでいる人たち、あの人たちをある程度優先的に入れるということで設計されたと聞いてはいるんですが、ちょっとそこら辺のところ私は理解できないんですが、もう一度、検討結果をお願いします。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 2階建てで造るというのはごく一部となっていて、後半に造る物は平屋建てを考えています。なので、今の入居者の方の使い勝手にいい物になるんじゃないかなと思っています。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 それと、ガス、プロパンということでしたが、隣の団地のところまで都市ガスは来ているはずですよね。前山住宅なんかも敷地の中に都市ガスが通っていながらプロパンにしたなんていう経緯もあるのでね、どちらにしても余ったところは販売するというようなところだとは思いますが、そうするとあそこだけで一つの住宅団地みたいになるわけですね。でしたら、そんなに大きなお金をかけなくとも、東京ガスなんかは先行投資という形で都市ガスを入れられるんじゃないかと思うんですが、その検討結果と、あと東京ガスのほうとの交渉の内容など、聞ければと思います。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 委員の御質問にお答えしたいと思います。

やはり、ガスのほうは都市ガスが望ましいんじゃないかということで、建築住宅課も考えています。何度も東京ガスと御相談しているところですけども、団地内の新たに造る6メートルの市道のほうが住宅を先に建ててから入居者を移転させまして、それから徐々に道路を造っていくということで、東京ガスのほうで入れる場合には道路の変更がないという市道に入れるということが原則だということの協議になっていまして、市道のできた部分に都市ガスを入れられるところができ次第に入れていきたいと思っています。なので、当初建設するほうは既存の道路となってしまうと、道路の位置が変更になってしまうので、その部分には東京ガスでは入れられないということになってしまったので、当初建設する部分についてはプロパンガス、後半道路が整備されてから建て替える住宅については都市ガスとなっていく予定です。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 事前に地域の開発計画というものができないからということと判断をしました。今回の住宅について、牛久市はゼロカーボンということで市長も宣言した中で、その中の一つとしてはやはりオール電化、またはソーラーを使ったものとかですね、あとは年配者が多く入ることにおいては防災の面も含めてそういった方向に行くべきじゃなかったかと思うんですが、その点の検討はどのようにされたのか。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 委員の御質問にお答えします。

オール電化についても当初はかなり検討して、電力会社のほうとも何度も打合せをしているところです。ただ、キッチンとか設備の物とか、その簡易性とかそういったものを考慮して、あと安全性も、立ち消え防止とかガスでも相当できるということに結論づけまして、ガスということに決定したところです。太陽光発電については、売電先とか入居者にどういうふうに配分していくとか、そういったこともあるので、今回は、将来屋根につけるということにはできるような構造にはなっていますが、現在は当初の整備ではつけることにはなっておりません。

○須藤委員長 ほかに、関連の質疑のある方、挙手を願います。それでは、市営住宅に関しての質疑は以上といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は、14時55分といたします。

午後2時46分休憩

午後 2 時 5 5 分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

引き続き、建設部所管について審議を継続いたします。質疑のある方挙手をお願いします。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、お願いいたします。

119 ページの 0105 「都市計画を適正に管理する」 1, 939 万 9, 000 円の事業です。この中の、特に委託料について、北部地域宅地開発検討ということなのですが、これは一般質問等いろいろと私どものほうでいろいろと提案などをしておりますが、今現在のコロナで税収が落ち込むという中、その中でやっぱり北部地域を開発をしていくということについては先送りをしていると考えています。この地域の開発については、今はこのような金額に出ていますが、かなりの金額が想定されるというところではそのようなことについてどうなのか、もう一回、委託料について質問をいたします。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画榎本です。ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

本業務につきましては、これまで 4 年にわたりひたち野周辺地区の宅地化の検討を進め、事業候補地の絞り込みや県との協議を進めてきました。県との協議については、当初は大変難航いたしました。粘り強く協議を続けることでようやく令和 2 年の秋以降、市街化区域に編入し事業を進めるよう指導いただけるようになり、現在具体的な事業手法や進め方について協議検討しているところです。県においても、茨城県南の人口増加施策を進める箇所としての位置づけや、国との協議、都市計画決定などの法的手続について検討していただく方向により変わってきたと認識しております。そのため、今この段階で事業がストップしたり、先送りになってしまうと、これまで積み重ねてきた県との協議を市側から撤回することになり、関係がリセットされてしまうことなどが懸念されます。考えられる影響といたしまして、県が進める茨城県南の人口増加施策を実施する箇所がほかの市町村にシフトされてしまうなどということが考えられまして、当該地域を宅地化するチャンスが失われてしまうとともに、他の市町村に人口が流れ将来的に牛久市が地域間競争に負けてしまうなんていう、そんなことが懸念されます。宅建業協会からの情報によりますと、ポストコロナのライフスタイルといたしまして、郊外の一戸建て住み、ふだんはリモートで在宅勤務し、時々出社するというような生活形態が具体化してきており、つくば市や常磐線の沿線でも戸建て住宅の需要が増えているとの情報を得ております。ひたち野地区にも問合せがあるんですけども物件がないため、阿見町やTX沿線に流れていっているという実態があるということも伺っております。また、事業協力者のヒアリングとして、住宅地開発や区画整理の実績があるハウスメーカーやゼネコン数社からの聞き取りを行いました。民間も非常にこの地区に興味を示していることがうかがえまして、この時期を逃すとこの関心も薄くなるのが懸念されるので、やはり今回ぜひ進めたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 市の方向性については、今の説明があったということは分かりました。ただし、今この市街化区域を進めるということに当たりましては、やっぱり市税の大幅な投入が必要になってくると思うんですね。今回だけに限らず、今までいろいろと御苦労されて県やいろいろと補助金の関係なども御苦労されたということは理解できます。しかし今の、確かに人口増が今牛久の中でひたち野地域だけが本当に望めるのかどうか。牛久の、いろいろと計画の中では、2040年、60年までか、それまでに現在の人口を維持するというような計画も出ていますが、果たしてそれが計画どおりに進むのか。そういうようなことも踏まえますと、今ここで大きな金額をここに投入するということはいかがなものかと考えるわけでございます。ですから、先送りというか、国や県との関係もありますが、別な方法をやはり考えて、牛久のまちづくりということではもう少し検討していくべきではないかというふうに考えます。これについては、答弁は結構です。

○須藤委員長 この件に関して、ほかに関連で質疑のある方、挙手を願います。利根川委員。

○利根川委員 地方自治体の役割というのは、その地域に住む全ての人たちの幸せをどのように構築していくか、安心して暮らせるまちをつくっていくかというのが地方自治体の仕事であります。今の答弁を聞いていますと、人口が増えればいいということ、それでは現在、今どういう状況になっているのかというと、牛久駅周辺というのは高齢化が進み、人口が減少してくると。また、牛久の東部地域についても高齢化、人口が減少していく中、これは人口が増えれば、ひたち野地域に人口が増えれば解決する問題では私も絶対ないというふうに考えております。そしてまた、新たな物を造るのではなく、牛久駅周辺にも数多く空き地があります。そういったところの有効活用をまず先に考えるべきではないかと。新たな団地を造って人口を増やしたからといって、全ての牛久市の市民が幸せに暮らせるとは私は限らないと思うんですが、その点を検討されてこの計画を立てているのか、この一点だけ確認したいと思います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にお答えします。現在、ひたち野地区に人気関心があるにもかかわらず、宅地供給ができないため周辺の市街化調整区域に無秩序な開発は進んで、例えば道路沿いだけに個人の資格による小規模開発行為の宅地造成が行われて、真ん中に無接道の土地が大量に発生して、将来的にも有効な土地利用ができない事態が発生するなんていうことが懸念されておりまして、そういうことを避けたいという理由もございます。また、牛久市の人口の目標といたしまして、現在策定中でございます牛久市総合計画、それから都市計画マスタープランなどでも、牛久市の将来の計画人口8万5,000人と設定しております。その8万5,000人の方が住まわれる中で牛久市をうまく回していこうというような、現在の牛久市の計画になっておりますが、ただ現在の牛久市の状況、それから様々な施策の中で、牛久の人口維持、また増やしていくというそういうものがほとんどない状況でその目標を維持できるか、そういうことを考えますと、やはり何かしらの人口増加策が必要ではないかと考えております。また、ひたち野地区における、このような新たな目玉の事業を行うことによって、ひたち野地区のみならず、牛久市にもスポットが当たることによって、関連される影響としまして、ひたち野うしくのみな

らず、牛久市の現在の牛久駅周辺地区などにも注目が集まり、またそちらの活性化にもつながるのではないかと考えております。

以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。不規則発言はお控えください。

それでは、ほかに質疑のある方。山本委員。

○山本委員 1件お願いいたします。

115ページの0101「道路施設を維持補修する」。この図面を頂いて、図面の中からのほうが分かりやすいかと思うんですが、この中に左上に牛久駅東口ミスト設置工事となっています。この工事の金額と具体的な内容をお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

事業の内容でございますが、やろうとしておりますのは牛久駅東口のエスカレーター下りたところにありますシェルターの部分にミストを設置したいと考えております。熱中症対策とか、夏場涼んでいただけるような場所が提供できればと考えておりまして、事業費としましては今回の予算で100万円を計上させていただいております。内容としましては、ミストの機械、本体と、その設置ですね。本体そのものも雨にぬれたりしちゃいけないのちょっとそういうのを防護するようなものとかも設置しまして、その辺を含めまして100万円で予定しております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 稼働する日数というのは夏場だけですし、稼働する時間とか考えるとここに100万円、そんなに大きくないと言えば大きくないのかもしれませんが、100万円かけて造るという、どこからそういう御意見が、市民からそういうのが欲しいというのがあったのか、ちょっとそこまで、こういうのを造るようになった経緯というのを伺いできればと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 計画の経緯でございますけれども、一応市の内部でちょっと検討していた中で、そういうのを設置してみてもどうかということがありまして、確におっしゃられるとおり、夏場限定、時間も限られている時間ですね、夜なんかはあまり必要ないと思われまのでその辺はありますけれども、先ほども申し上げたように熱中症対策ですとか、東口がそういったもので少しでも人が集まれるような場所が提供できればと考えて予定しております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それって、ごめんなさい、時間、誰かがスイッチ入れるとかなんですか、何度になったらミストが出るとか、そこら辺の管理はどういうふうになるんでしょうか。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 本体そのものにタイマーみたいなのがついておりまして、何時から何時までとか、例えば1時間おきに出すとか。そういうのは設定できるようになっております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに、関連で質疑のある方いらっしゃいませんか。では、以上といたします。

次に質疑のある方挙手を願います。遠藤委員。

○遠藤委員 ページ121ページです。0106の「公園借地を管理する」37万6,000円なんです、使用料賃借料ということで、この事業内容ですね、その辺をちょっとお願いしたいと思います。元岡見保育園の跡地ではないかと思われるんですが、その辺のことを伺います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、この借地というのが岡見保育所跡地公園の借地利用に関する予算37万6,000円となっておりまして、この岡見保育所跡地公園については3つの筆からなっておりまして、そのうち1筆は市の土地、あと1筆は行政区が持っている共有地、1筆は民地となっております。

旧岡見保育所の閉鎖当時、地元の行政区から地区内に公共施設がなく、公園として活用したいという希望がありまして、協議の結果借地部分を継続して公園として管理をしているところでございます。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その借地料ですね。岡見保育園がなくなってから何年くらい借地として借地料を払って、使用料ですね。地権者はそれで、今市の土地もあるといいましたが、あと行政区と、あと何人の方が地権者なのか伺います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 岡見保育所が廃止になったのが平成12年と伺っておりますので、それ以降ということになります。地権者なんですけれども、先ほど申し上げたように1筆は行政区が所有している共有地、あと1筆は民地です。その民地に関して所有者は1名となっております。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 先ほどちょっと御説明でもありましたが、この岡見地域には公共施設みたいなないので、公園というようなことだっておっしゃられたんですが、近くに岡見の行政区の会館があるんですね。地図上では、多分老朽化があるのではないかと思います。この計画がこの地域でもし複合施設などを造りながら、この跡地を利用するとか、そんなような計画とかには、行政区との話合い、それから市の土地もあるということでは、計画のことについて検討などがあるのかどうか、その辺を伺います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいま御質問にありました区民会館の老朽化に関連した計画等につきまして、現状として地元行政区からのお話など特にございまして、都市計画課として公園以外での活用の予定はないのが現状でございます。ただし、今お話しありましたように老朽化による区民会館の建て替え等の相談がございましたら、行政区を管轄している市民活動課などとも併せて



協議しながら検討していきたいと思います。

○須藤委員長 この件に関連して質疑のある方は挙手願います。よろしいですか。では、以上といたします。ほかに質疑のある方。

以上で、建設部等所管の質疑を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。再開は１５時３０分といたします。

午後３時１４分休憩

---

午後３時３０分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

令和３年度特別会計予算を議題といたします。

まず、議案第１９号令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 保健福祉部の内藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和３年度国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

令和３年度予算につきましては、歳入歳出ともに７５億４１５万８，０００円で、令和２年度当初予算８９億９００万円と比較いたしますと、４億４８４万２，０００円、５．１％の減額計上となっております。主な歳出の状況ですが、保険給付費を５３万９，６８５万円計上しており、前年度と比較すると３億５，２３１万３，０００円の減額となっております。

保険給付費の内訳といたしましては、療養給付費が３億５，１７３万１，０００円の減となっております。高額療養費、出産育児一時金も減額計上となっております。

新規といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金を支給する事業で１８５万４，０００円計上しております。

県に納める納付金につきましては、一般被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて１７億４，８６６万８，０００円、前年度と同額計上となっております。

なお、被保険者の推移ですが、令和３年２月末日時点では１万８，３８９人で、令和２年２月末日の１万８，６９０人より３０１人の減という状況になっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御審議、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 これより令和３年度国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 １点だけ、分からないので。今年初めてということで、２３３ページの新型コロナウイルスの感染症対策傷病手当金の具体的な内容というか、人数とか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 山本委員の質問にお答えいたします。

こちら、国保の加入者で給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがある、療養のために働くことができず、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった方に支給するものとなっております。支給額は、直近3か月の給与収入から割り出した1日当たりの給与の金額の3分の2を休業した日数に応じて支給するものです。この適用期間は、令和2年1月から当初令和2年12月までだったんですが、一応今年の6月まで延長となっております。財源のほうは、全額国庫補助となっております。実績としましては、2月過ぎにお二人の方から申請がありまして、お二人分で支給したのが19万7,569円となっております。以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑の方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、国民健康保険事業について数点伺いたいと思います。

都道府県化ということで、令和4年には賦課方式が2方式に検討が進んでいると聞きますが、令和3年はどこまでの計画なのか伺いたいと思います。保険料率の検討などが進むのかどうかその辺です。

それと、国保加入者では、比較的所得の低い方が加入をしているという、先ほどの部長の加入者の実態でもやっぱり301人が前年度、令和2年度に比べて少なくなっているということなんですが、今後やはり加入者が増えるというか、そういうような今後の見通しなどはどうかということをお伺いします。

それと、子供の均等割についてはどのようになっていくのか。それから、医療費の削減で国保のほうで取り組んでいるということはあるかということ。それから、一般会計からの繰入れについては、国のほうではペナルティーの対象となるようなことも言われておりますが、この問題について伺いたいと思います。

以上、5点についてお願いします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 遠藤委員の質問にお答えします。

まず最初、2方式化なんですけど、これは茨城県の国保運営方式が昨年10月に改正されまして、一応令和4年度から所得割と均等割からなる2方式への統一を県内で目指すということになりました。牛久市におきまして、令和4年度からの2方式化について、これから運営協議会に諮問した上で協議を重ねて、令和3年度中に方針を決定する予定でございます。2方式化となりますと、現行での資産割と平等割を廃止することになりますので、その分の収入を所得割または均等割に振り替える必要性から、所得割と均等割の保険料率の見直しも当然必要となってきます。都道府県化となった現在では、茨城県に納める事業費納付金を賄うために保険料を徴収する仕組みとなっておりますので、今後の事業費納付金の見込みを踏まえた上でシミュレーションを重ねて、値上げも視野に検討していく予定ですが、今のところはそれ以上のことは決まっておりません。

次に、国保の加入者で所得の低い人が加入している今後の見通しということなんですけど、令和2年度の本算定時で国保加入世帯1万1,741世帯のうち約77%が世帯の合計所得で300万円未満となっております、その中で33万円以下という世帯が20%を占めます。あと、今

後も一応被保者数の減少とともに、あと社会保険の適応拡大も予定されておりまして、例えば来年の10月からは今まで従業員数が501人以上だったのが来年10月からは101人以上の従業員のところに社保が適用されることになっておりますので、ますます国保から社会保険に移るのが見込まれていますので、それに伴いまして、あと後期高齢者に移行する方も増えていますので、やはり低所得者が今後増えていくのではないかと見込んでおります。

次に、子供の均等割なんです、今均等割としましては1人当たり3万1,000円となっているんですが、2方式化となりますとこの均等割も見直しするときに、例えば今より上がる可能性もあって、それにつきまして今国のほうでは未就学児に対して半分の補助を出すという低減も出ていますので、今後その2方式化を検討するときに一緒に一応子供に対する均等割の軽減も考えていきたいなと思っております。

次に、医療費削減で取り組んでいることなんです、一応ジェネリック差額通知、これは年4回行っておりまして、今20品目の薬剤について通知を出しています。これの効果なんです、平成26年から始まりまして、今年の1月までの診療分で、大体6年間で、保険者の負担額としましては大体1,300万円削減が見られております。あと、適正な受診指導としまして、重複受診者への対策、これは同一医薬品を同月内で3か所以上から処方されている方へ適正受診のパンフレットとかをお送りしているところです。本来であれば訪問するところなんです、今コロナ化の中でちょっと訪問は控えるようにしております。あとは、柔道整復を受けている方についてもやはり、450人ほどいらっしゃるんですが、適正受診のパンフレットとか郵送しております。あと医療費通知ですね。これは年6回で大体1回当たり8,000人から9,000人の方に医療費通知を送っています。あと、糖尿病の重症化予防、これも実施しております。医療費の削減につきましては以上となります。

あと、最後の一般会計からの繰入れなんです、これは今保険者努力支援制度という制度がありまして、その中で交付金がありまして、令和2年度で3,040万1,000円を受けているところなんです、その評価項目の中に令和2年度から法定外繰入れの状況という評価が増えまして、その中で例えば令和2年度では平成30年度の状況を見ているんですが、そこで例えば法定外の繰入れがなければ35点加点されて230万円が余計にもらえたんですが、牛久市では残念ながら平成30年度繰入れがありましたのでこれはもらうことができませんでした。あと、それと同時に、赤字解消計画を適正に策定していなかったとか、計画は立てただけでも計画どおりいかなかった場合は、逆に30点減算される規定も追加されているんですが、令和2年度は牛久市においてはこれは該当はしておりません。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、一遍にいろいろと質問したもので、答弁いただきました。その中でやっぱり気になることが、子供の均等割なんです。国でも未就学児については半分という話も出ていますし、茨城県でも昨年の9月の私ども県議の質問に対してもその問題についても調整交付金などを活用と答弁しておりました。ですから、要するに子供の均等割というのは収入がなくても家

族の中に被保険者として入れば、要するに現在は3万1,000円ですか、そのような大きな金額が保険料として加わってくることについては、やはり子供についての均等割については国とそれからまた県の併せて軽減策をぜひ実施の方向にやっていっていただきたいと思います。

それから、一般会計からの繰入れについて、令和3年度については保険者努力支援分として3,032万2,000円の計上がございます。この繰入れにつきまして、例えば赤字補填というのは、要するに繰入れにいいの悪いのじゃないんでしょうけれども、例えば市長が認めるというか、そういう条例の中でそういうような文言が入っていれば、当然この国保会計というのは加入者が比較的所得の低い人が多い中ではどうしてもやっぱり給付費によってはこの運営自体が大変厳しいということは、国保の成り立ちからしても当然のことだというふうに考えています。ですから、一般会計からの繰入れがなければ国保自体が運営が厳しいということはもう皆さん周知の事実なんです。それなのに、そのペナルティーをかけてきたということがやっぱり非常に、国保事業自体に大きな影響が出ると考えます。ですから、一般会計の繰入れについては、例えば市長が認める場合には可能というようなことならばペナルティーの対象にならないということなので、その辺の考えについて伺いたいと思います。

都道府県化につきましては、今後の方向ということでこれからの会合、運営協議会で方針が決定されるということは了解しました。

以上の、子供の均等割とそれから一般会計からの繰入れについて再度伺います。

○須藤委員長 着座のまま暫時休憩いたします。

午後3時44分休憩

---

午後3時45分開議

○須藤委員長 再開いたします。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 遠藤委員の質問にお答えします。

まず、子供の均等割につきましては、2方式にした場合はどうしても多子世帯が大きな負担になりますので、一応2方式化にするのと同時に、やっぱり未就学じゃなくてできればそれ以上、例えば高校生以下とか、これ周りの市町村も2方式化になるわけなので、その状況を見ながら牛久市としてもどういう減免とかを決めていくか考えていきたいなと思っております。あと、一般会計の繰入れのほうは、赤字の繰入れは確かにペナルティーがつくんですが、今のところやっちはいけないという決まりもありませんので、ただその条例化すればそのペナルティーにならないかどうかというのはちょっと国が決めることなので、ちょっと私どもでは何とも言えないんですが、ただ牛久市では令和2年度と令和3年度以降につきましては、幸い今まで県のほうで納めていた事業費納付金が全体で70億円くらい納め過ぎということで、その分の精算が入ってくるので、令和2年度と令和3年度は赤字の繰入れはないという見込みで見えています。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

以上で、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

まず、執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、令和3年度介護保険事業特別会計について御説明いたします。

令和3年度予算につきましては、歳入歳出ともに59億5,168万円で、令和2年度当初予算54億5,200万円と比べまして4億9,968万円、約9.1%の増額計上となっております。

歳出におきましては、保険給付費が54億2,592万1,000円と、本特別会計の役991.1%と大半を占めている状況です。また、前年度と比べまして4億8,890万1,000円の増額計上となっており、今後も高齢者人口は増加いたしますのでさらに膨らんでいくことが予想されます。

なお、3月1日現在の65歳以上の人口ですが、2万4,719人で、高齢化率は29.16%となっております。要介護認定者数は、3,108人で、認定率は12.57%となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 291ページ一番上の0106「生きがい活動を促進する」という事業なんですけれども、シルバー人材で行っているパソコン教室だと思いますけれども、今の現状、何回か行っていると思うんですが、現状をまず伺いたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。よろしくお願いいたします。

こちらの、生きがい活動を促進するという事業は、シルバー人材センターのパソコン教室のほかにも太極拳、フォークダンス、男性料理教室等、あと盛人の集いですね、地域デビューの盛人の集いというような事業が幾つか入っている金額になっております。シルバー人材センターの実施しているパソコン教室については、今年度コロナの影響もありまして全て中止になっております。講師は、シルバー人材センターの職員になっていますが、実はこの使用しているパソコンなんですけれども、ウィンドウズ7のサポートが令和3年で終了ということで、今後新しいパソコンの入替えが必要になるというこの時期において、シルバー人材センターのパソコン教室は、民間にもかなり多くの事業所があるものですから、今年度をもって、令和3年度をもって廃止ということになります。

以上となります。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。手を挙げてください。遠藤委員。

○遠藤委員 291ページの0103です。「認知症初期集中支援事業を実施する」526万3,000円ですが、この事業についても長く認知症の早期発見ということでは集中支援事業ということで随分力を入れていると思いますが、令和3年度についてはどのような事業展開を考えているのか伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

基本的にはやっていることを拡充するようなスタイルになると思います。新たな取組というのはないかとは思いますが、ただ、8期の計画において力を入れるところは認知症施策になりますので、包括支援センターの活動を共に私たち支援していきたいと思いますので、現状としては年間6件くらいの対応件数になるので、少しこちらを伸ばして医療につなげるような取組を充実していきたいと考えております。

以上となります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 確かに、包括との連携というのは大変重要だと思いますが、早期発見ということでチームをつくりながらやっているというふうな事業だと思いますが、その辺に今までと、令和3年度は第8期の計画との関係もあるので力を入れるということなんですが、どのようなことに力を入れていかれるのか、その辺の内容を伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 お答えいたします。

包括支援センターの活動というのは、毎月こちらで報告をもらってまして、その中で認知症に関しての相談等も入ってきます。ただ、認知症の方をどうこの事業に結びつけるかという点においては、結局のところ包括支援センターのほうで話し合われたケースのみに限られてきてしまうという現状が、これまで見てきてありました。高齢福祉課には市民からたくさんの認知症に関する相談や通報や困り事、これは区長さんとか民生委員さんとか、たくさんの方が寄せられるんですけれども、この辺の情報をもっときちんとすり合わせながら、適正に私たちの意向も踏まえた対象者というのを選定するような形を積み上げていきたいと考えています。

以上となります。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、包括との、それはもちろんそうなんですけれども、早期発見というところでは医療的な問題、また居宅でどのようなサービスを受けながらやるのか、また施設入所とかいろいろな問題が関わってくると思うんですよね。やっぱり、家族としてみれば、その身内の中で認知症になった方がいる場合に本当に戸惑うというか、最初の対応というのがとても大事だと思うので、その辺をやはり包括センターだけじゃなくて、やっぱり、相談窓口が高齢福祉課、包括支援センター、どちらでもあると思うんですよね。その辺にどのようなことで、第8期の中では早期発見についてどういうふうに考えていくのか、その辺を伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 やはり、早期発見という点については、医療につながっていないという共通点があります。なので、日々防災無線で流れている方のことであるとか、徘徊している方を今日の前にいる方はきっとそういう人じゃないだろうかと、認知症サポーター養成講座で研修を受けたような方々から通報を受けたりとか、地域の民生委員さん、区長さん、そういった方が地域の見守り活動の中で非常に何だか最近おかしいんだよというような相談がたくさん寄せられる

ようになっています。なので、やはりそういう早期発見というのはそういう小さな通報であったり、相談であったり、そういったことをきちんとつなげるということに尽きるかと思うんです。なので、こちら、来年度に向けて認知症対策として、うちの高齢福祉課内でもそれに特化した職員もきちんと配置してやっていきたいと考えているので、その辺、連携が今よりもよくなるかと考えております。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。山本委員。

○山本委員 289ページの0104「地域介護予防活動を支援する」なんですけれども、前年度までここに体力アップ教室の地域型というのが入っていたと思うんですが、それがなくなっているところをまずお伺いしたいのと、やはりこのコロナが1年間続いたということで、高齢者の方たち閉じ籠もりがちで、足腰がちょっと弱くなったとか、要支援度が進んだとかというお話も聞いたりいたします。そういう意味で、令和3年度、ただ閉じ籠もっているんじゃないくて、介護予防という活動をどう続けていくかというのがとても大切になってくると思いますが、そのあたりをお伺いしたいのと、あと認知症のここ、予防リーダーと書いてあるんですけれども、前に認知症サポーターとかいうのもあったと思うんですが、そことの違いみたいなものもお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課渡辺です。よろしくお願いします。

まず、体力アップ教室地域型についてですが、体力アップ教室には愛和病院、セントラル病院で行う施設型と、あと地域の公民館で行う地域型の2種類があります。この地域型の体力アップ教室というのは、行政区ごとに行っている元気教室があるんですが、その元気教室の後にその地域において少し虚弱な方たちを、その地域の虚弱な方たちを集めての3か月間にわたる体力アップ教室ということになっていたのですが、このコロナ禍の中で令和2年度についてはその元気教室自体が開催することができませんでしたので、令和2年度体力アップ教室地域型のほうは、急遽中止ということになっております。このような状態の中、元気教室自体の見直しを本年度図りました。行政区単位で行うのではなく、今小学校地区単位、地区社協単位でフレイル調査等を行い、小学校地区単位での活動にしていっていただくということで今検討を始めたところです。その検討の中で、各小学校地区ごとにフレイル調査、生涯活発の調査なんですが、そこに認知症のことも含め、体の虚弱なところも含め、いろいろな調査をして必要な方に支援をしていくというような形で進めていきたいということで、令和2年、令和3年と今まで10年以上続けてきた元気教室のことを一旦見直し、修正を図る時期として、新たな活動を計画しているところです。

また、認知症予防リーダー養成講座のほうなんです、こちらは平成30年度から隔年でその養成講座のほうを実施しています。平成30年度には28名養成して、今年度が第2回目、隔年で第2回目で開催はしたんですが、このコロナ禍ですので、30名の定員のところ半分の16名を養成しました。今年度、養成が少なかったため、令和3年度も隔年でということではなく、来年は引き続き予防リーダーのほうの養成をさせていただくこととなります。認知症のこの予防リーダーを養成して、リーダーたちはシルバーリハビリ体操の普及員さんとか、活発体操の普及

員さんたちに認知症のリーダー養成講座を受けていただいています。皆さんの行政区の中で、認知症の予防教室を開催していただいています。また、分かりにくいんですが、認知症予防教室のほうにも2つありまして、保健センターが主催となって実施する認知症予防教室と、この養成したリーダーさんたちが実施する地域型の認知症予防教室があります。リーダー養成講座を経て、地域型の認知症予防教室のほう、現在、行政区としては12か所の行政区において月に1、2回程度実施していただいておりますが、令和2年度はこのような状況で、公民館の活動もできなくなってきたということで、令和2年度は予定どおりには実施できておりません。一方、市が行う認知症予防教室というのは、全7日間で集中的に教室を行っているんですけども、この教室終了後には、その地域型が受皿となり、継続支援に結びつけているような状況となっております。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課からは、認知症サポーターのことについてお答えいたします。こちらの事業は、291ページの中段にあります0104「認知症地域支援・ケア向上事業を実施する」の中に入っている、社協に委託している事業の一つであります。これも、長年の実績がある事業で、茨城県内においては今のところ牛久市が一番このサポーターの受講を終了したという方が多い状況です。こちら、非常に面白いなと思っているのが、小学校の5年生の授業の中で、きちんとこの認知症のことについて授業をしているという点が大きな特徴であるかと思います。あとは、出前講座であるとか、いろいろなところでこういった話を聞いて、この養成講座にも参加したいというような方が手を挙げて受講したいという方たちがいらっしゃいます。

このように、地域の中で認知症の方を地域の中で当たり前のように見守るような教育、あと視点、そういったことを養うようなことが大変重要かと思っておりますので、今後も実施していきたいと考えておりますが、今年度はコロナでこちら集めて実施することができなかったという状態ではあります。

以上となります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 元気教室は一応行政区ごとに回っていたと思うんですが、全部それは回り切っておしまいになったということなのか。あとフレイル調査というのも、たしかフレイル活動は令和3年度からやるということでお伺いしていましたので、県からも受診票かなにかにフレイル調査のパンフレットも入ってきたような記憶がありますけれども、市としてそのフレイルの対策というのは、今のこの地区社協ごとに単位でやっていくという中で、今年度は進めていくということではよろしいのか。ちょっとそこら辺お伺いしたいと思います。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 まず、元気教室なんですけれども、こちらは58行政区全てに二、三年ごとにずっと繰り返して行っております。多いところでは3回から4回実施してきて、3年前の状況と今年度どう違うのかとかそんな比較などをしながら、ずっと地域の人たちのボランティアで力をお借りしながら進めてきた事業にはなっております。ただ、やはり年度ごとに回れる行政区が3年に1度くらいしか回れないというような状況になっているので、そこを改善するた



めにも小学校区ごとの活動ということに切り替えてみてはどうかということで計画をしております。

フレイル調査のほうは、生涯活発生活調査票というものを基に、今年度も少し始めているところではあるんですが、引き続き実施していく予定であります。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、介護保険のほうの第8期の保険福祉計画、それからまた介護保険料のことについて伺いたいと思います。

今、皆さんからも出ておりましたが、コロナ禍で様々な事業などが中止または延期とかそういうのでなかなか高齢者の集まる場が大変狭められています。またさらに、高齢者の年金なども減らされている中で、この第8期の計画の中で今基準額の介護保険料の改定の問題が議案としても出ております。私どものほうでは、今度の介護保険の保険料改定につきましては、準備基金を約8億2,000万円取り崩せば第7期の基準額が維持できると考えます。それは、先ほど部長からもありました3月1日現在の牛久の介護保険の認定率が12.57%、サービス利用などされている方が3,108人ということでは、大変今、いろいろと質疑の中でも明らかなように、介護事業だけでなくいろいろな健康の問題についてもかなり皆さん一生懸命介護予防、それから医療予防をやっているということでは、この基金を活用すれば介護保険の基準を維持できると考えております。そしてその医療と介護の一体型、介護予防、これからも予定されておりますので、そういう問題で介護保険料の問題について伺いたいと思います。

それと、今、令和2年度では施設整備が進んでおります。施設整備が進みますと、利用者が増えます。ということは、給付費が膨らんでくることになります。保険料算定の一つには、給付費が大きく問われていることでございます。2021年度、要するに令和3年度から3年間この第8期の計画で給付費はどのくらい膨らむと見ているのかこの点を伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 遠藤委員の質問にお答えいたします。

8期の計画の改定、こちら令和3年からの第8期は大変重要な年になってくると捉えています。介護保険制度は、平成12年から第1期が始まっておりますが、今回第8期は団塊ジュニアが全て65歳になる第14期、令和22年度までのちょうど折り返し地点になります。このため、これまでの経緯と現状、8期の計画の考え方について御説明させていただきたいと思います。

遡ること第5期から説明させていただきます。

第5期は、平成24年度から始まっているんですけども、このときの基準額は第4期中に起きた東日本大震災の影響も想定いたしまして、審議会を経て第4期から710円アップして4,400円となっております。

平成27年度からの第6期の基準額は第5期の最後の年、平成27年2月に特別養護老人ホーム70床を整備したこともありまして増額を検討しましたが、審議会を経て6期に準備基金を2億7,100万円取り崩して増額は最小限にとどめて400円というアップで4,800円となりました。この4,800円が7期まで継続している状況です。

そして、第7期の基準額は、第6期の最後の年、平成29年度の審議会において6期中に特別養護老人ホームの増床が30床あったものの、準備基金がこのとき12億円あったため、第7期、令和2年度に3億8,700万円を取り崩して基準額は6期と同額の4,800円とすることとなりました。

これまでの計画策定において、常に団塊の世代が全て75歳になる令和7年、団塊ジュニアが65歳になる令和22年を見据えて計画を策定していますが、この現在折り返し地点において介護予防、様々な成果が出てきていると思われることは間違いなく、これまでの推計値の幅は若干、委員のおっしゃるとおり少なくなっていると感じております。このため、第8期の保険料の基準額を策定する際、国の見える化システムの入力において認定率などは牛久の現状に合った数値を入力して微調整をして計画は策定しております。

そして、今回の第8期になります。第8期の保険料の基準額についても、高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加や、第7期における給付費の実績を基にした給付費の増加、7期中に整備した広域型の特別養護老人ホーム、地域密着型の特別養護老人ホーム、グループホームなど、ベッド数だけでもこれまでにない117床もの介護基盤整備を行ったことにより、給付費の増加を見込んでおります。さらに、令和3年度からは介護報酬の0.7%の増額改定などの要素も見込んでおります。これを用いまして、国の計算方式を用いて算出したところ、7期の計画策定時、このときそのままの基準額は5,526円だったんですけども、このときより基準額がアップしてありまして、当初は月額5,701円となりました。しかし、月額5,701円となると保険料は現状の月額4,800円から901円の急激な増加となってしまう、審議会で御審議いただいてきたところです。施設整備につきましては、今回整備をしたところではあるんですけども、どれくらい入るかということや、あと今回のコロナの反動もいまだ見通せない不安もありますけれども、最終的に現在の社会情勢からも値上げは最小限に抑え、準備基金を46%、これもこれまでにない金額ですが7期の取崩し額の1.65倍の6億3,900万円取り崩し、月額5,000円とすることが介護保険運営協議会で決定されました。

以上のように、保険料を令和22年度までの間今後20年、できる限り急激な値上げをしないためには、この準備基金の運用次第であり、今現在の2号被保険者の方々も多く負担をして介護保険という制度を支えているところですが、その方々の将来も考えながら8期計画の計画も策定していかなければならないと考えております。

そして、今後の給付費をできるだけ抑えていくためには、健康寿命をできる限り伸ばし、介護予防や地域づくりなどの取組を一層充実させていく必要があります、そのために8期、9期、10期と今後の計画も策定して進捗管理を行うことが重要と考えています。さらに、市は地域密着型サービスや、居宅介護支援事業所の指定を行う立場でもあるため、計画的な事業所の指導により不正請求の防止や質の向上を図ることも目指し取り組んでまいります。

このような取組をやっていくところではあるんですけども、2021年から3年間についての給付費の見込といたしましては、これは純粋な給付費としての金額なんですけど、令和3年度は54億4,624万2,000円、令和4年度は55億7,883万2,000円、令和5年度

は57億1,623万4,000円、合計167億4,130万8,000円となります。この給付費のほかに高額介護サービスや地域支援事業を合計し、保険料を算出する基礎となる数字といたしましては、令和3年度は60億6,813万3,711円、令和4年度は62億425万4,516円、令和5年度は63億5,622万1,766円となります。なお、医療と介護の一体化についての事業内容につきましては、医療年金課より御説明させていただきます。

以上となります。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 続きまして、保健事業と介護の一体的な実施について御説明いたします。

こちら、現在、40歳から74歳までを対象としました特定健診・特定保健指導は、平成20年度に導入されたんですが、これは医療保険者が実施する保健事業の中心的役割を担っているところですが、後期高齢者に移行した75歳以上の人に対しては市町村が行う保健事業のみで、健康診査のみで、保健指導までは伝わっておりませんでした。特定健診で得た情報も、75歳以降の保健指導にも活用されていないというところです。また、介護保険制度においても類似した事業が同時並行的に行われているところでございます。これらの実情から、市民が加入する医療保険や年齢にかかわらず、介護保険との一体化も踏まえながら、市町村が継続的な保健事業を取り組めるように実施されるものとなっております。具体的には、これは茨城県の後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、市が実施する事業となっております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、高齢福祉課長からは今までの経過とともにどのくらいの費用が令和3年、4年、5年と、第8期にどれくらいかかるかという大体の算定の内容についてお示しいただきました。確かに、いろいろと当然年齢が行けばそれだけ介護にかかる、そしてまた医療にかかるというのは年齢的にもやむを得ないことだと思います。しかし、今までずっと介護保険の事業計画を見ていると、介護保険の準備基金に年度ごとにやっぱり積み立てているんですね。というのは、施設整備が少しずれたということもあります。しかし、そういうことでかなり給付費を、別に多く見積もっているとは言いませんけれども、それなりのやはり計画をしながらやっているということ。それで、介護保険料は第1号被保険者ですね、その方たちが自分は介護保険使うかどうか分からないけれども、保険料だけは納めている。そしていざ自分がサービスを利用するときには今の保険制度の中では大変使いにくい制度、例えば特養は要介護3以上でなければ入所できないとかね、今までの制度とやっぱり保険制度自体が、介護保険自体が変わってきている。そういう中でやはり、もう保険料だけ取ってサービスが受けられないというその制度自体の根幹が、これからも揺らいでくるんじゃないか、そのような心配もするものです。ですので（不規則発言あり）要するに、介護保険の準備基金を活用して、保険料は第7期の維持をということでございます。その辺を再度検討をお願いできないかということです。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 私どもも、また私も、ずっと相談の現場で来た立場でもありますので、

値上げというのはやっぱりしたくないという思いももちろんありまして、最初の審議会のスタートはやはり現状維持の4,800円でどうかなというところからスタートはしています。ただ、先ほども話しましたとおり、多くの施設整備や報酬の改定であったり、様々な不確定な要素が非常にあるものですから、プランとしては6案審議会に示してはいました。当初、5,000円ではなかったんですけれども、やはりコロナというこの現状を見て、もう1ランク落としましょうというような結論になりまして、5,000円になったような次第です。やはり、4,800円というものの維持でいきますと、令和22年度までにどこかの段階でがんっとう上がってしまう時期が来るのではないかとということが予想されるので、安定的に保険料を上げていかなければいけないと考えていますので、現状の4,800円よりは200円アップさせていただくことで審議会で決定しております。

以上となります。

○須藤委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

以上で、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。まず、執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、続きまして令和3年度後期高齢者医療事業特別会計について御説明いたします。

令和3年度の予算は、歳入歳出とも21億9,536万9,000円で、令和2年度当初予算18億7,900万円と比較しますと3億1,636万9,000円、16.8%の増額計上となっております。

主な歳出は、広域連合への保険料納付金と保険基盤安定納付金等で、納付金等の合計が13億9,122万3,000円、前年度の10億6,604万9,000円と比較いたしますと、3億2,517万4,000円の増額計上となっております。保険給付費につきましては、広域連合から示された予定価格に基づき7億4,196万7,000円を計上しており、前年度と比較して1,110万4,000円の減額となっております。なお、被保険者の推移ですが、令和3年2月末時点で1万1,889人、令和2年2月末時点での1万1,433人より456人の増という状況となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御審議よろしく願いいたします。

○須藤委員長 これより令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 4点について伺います。

昨年、保険料の引上げが行われました。均等割、所得割とも大幅に引き上げられました。被保険者の状況について多くは年金からの天引きではございますが、普通徴収の実態について。

そして、2点目には低所得の軽減策について、7.75が7割になりますが、今度の予算には反映されていないとの説明がありました。県の広域連合からのデータの取得というのはいつ頃来るのか伺います。

それと、短期保険証の発行の状況ですね、それを伺います。

県広域連合では、令和３年度から保健事業の問題について予算計上しております。市での検討はどうか伺います。

以上、４点です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 遠藤委員の質問にお答えします。

まず、昨年保険料の引上げが行われました。それに基づく影響なんです、一応本算定が６月なので、６月の１人当たりの賦課額で比較しますと、令和２年度が９万８，０１３円です。その前の改正前の平成３１年度は８万８，３８４円ということで、単純に言うとこれは軽減をする前の金額でなんですけれども、大体１人当たり９，６２９円増加しております。あと、令和２年度本算定時の調定額で普通徴収のほうは２，８１８人で、調定額が２億９，９００万円、全体に対する比率は３０．６％。特別徴収のほうは１万１２４円で、調定額６億８，０００万円ということで、全体の６９％を占めております。

続きまして、今度軽減が元の７割に戻るわけなんです、このデータについてこちらから、今から市のほうから情報を広域連合に送って、６月頃に広域で本算定をするので、その頃にはデータが分かるのではないかなと思っております。

あと、短期証なんです、後期高齢者は全員６か月の短期証で、例えば前年度までに課税額の７割以上納めていない方とか、前々年度までに未納がある方が対象になりまして、これ平成３０年の８月１日は８１人でした。令和元年の８月１日が８８人、令和２年の去年の８月１日が８５人ということになっております。

次に、広域連合で予算計上している保健事業なんです、これは６億円くらいだったと思うんですが、これ先ほど介護の特会のほうで説明しました高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ということで、これは牛久市のほうでは一応令和３年度からモデル事業としまして１つの小学校校区、これ一応中根小学校校区になる予定なんです、それを対象として始める予定でおります。これは、広域連合からの委託を受けまして、中心となる人が企画調整担当なんです、これは常勤職員の保健師で、この方がやった場合には一応最高で５８０万円委託料としてもらえる、あとの地区担当がこちらが３５０万円もらえることになっております。将来的には、令和６年度で国でも全ての小学校地区で開始するようというので、牛久の場合ですと８小学校区ですね、令和６年度全ての学区での実施での目標としております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 普通徴収の方が約３０％くらいということなんです、この方々の滞納とかそういうような状況があるのかどうか伺いたいと思います。

それと、県の広域連合からは６月頃ということなので、市の会計に反映されるのはそうしますと９月頃と見ていいのかどうかを確認をいたします。

それから、県広域連合の保健事業の問題なんです、令和６年までには全自治体で開始という

ことも聞いております。いろいろと事業内容については私も聞いているんですが、市では中根小学校をモデルとしてやりたいということなんですが、具体的に何か県広域連合と連携を取りながらやっているのかどうか、その辺を伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 まず、すみません、普通徴収のほうなんですが、滞納状況なんですが、ちょっとすみません、今データを持っていませんのでまた後でします。

あと、一応お見込みのとおり、データのほうについては9月には分かると思います。

あと、保健事業のほうなんですが、これ一体化事業を始めるに当たりましては、広域連合のほうとたまにヒアリングとかやって展開していく予定ではあります。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。

以上で、令和3年度牛久市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩といたします。再開は、45分といたします。

午後4時30分休憩

---

午後4時45分開議

○須藤委員長 休憩前に引き続き、予算常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

令和3年度特別会計予算を議題といたします。

まず、議案第20号、令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。環境経済部長。

○藤田環境経済部長 環境経済部の藤田です。青果市場事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。

青果市場事業特別会計の予算額につきましては、歳入歳出ともに1,875万2,000円で、前年度と比較して75万2,000円の増額となっております。増額の主な理由は、会計年度任用職員の報酬額の増額等によるものでございます。また、一般会計からの繰入金ですが、昨年度は200万円だったところ本年度はゼロとして青果市場財政調整基金からの繰入金を1,023万円といたしました。

以上が、市場特会の予算の概要でございます。

○須藤委員長 これより令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

今、部長からも御説明あった件なんですけれども、今回一般会計からの繰入れはしないで独立運営を検討して運営方針を変更するということがありましたけれども、今こういう運営方針を検討することになった経緯というか、その辺をお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。

ここ10年から15年で、農家の数も集約されてきて、市場への出荷形態も大きく変わっております。しかしながら、牛久の市営青果市場は地域に根差した市場というだけではなく、市内の仲買人と連携して地産地消の推進、あとは学校給食への地場産農産物の提供、あと小規模農家を庭先集荷といまして1軒1軒回って集荷をするというような、ほかの市場ではできないような、小さい市場だからできる事業を可能にできました。もちろん、利益を追求するだけではなくて市の施策の一つを担っていると考えております。ただ、今後市場を継続していくに当たり、市場は本来収益を上げるべき施設でありますので、一つ一つ見直して一般会計から繰入れをするのではなくて、いずれは自立した運営を目指せるように方向を変えて、経営方針を変えていきたいと考えています。その一つとして、庭先集荷ですね。今現在約70軒から80軒くらい顧客を持っております。その洗い出しをしまして、中にはいい物を作っているけれども牛久の市場には出していない方、小さい物けれどもこちらの要望で高値で取引される物を作ってくれる農家というのはいらっしゃると思いますので、再度洗い直しをして市場の収益につながるような庭先集荷ですね、こちらを継続していきたいと考えております。

あともう一つ、今市場では競りを中心として庭先集荷をした物、あとは農家さんが市場に持ってきてくれたもの、主に競りを中心として販売をしております。ただ、世の中の世間で言う市場ではほとんど、魚市場とかは別ですけども、青果市場なんかではほぼ競りというのは今実施されていない状況です。先物で予約販売で、こういった物はないかという販売をしております。牛久の市営市場に関しては、そういった事業をあまり主力としてはやってこなかったのが現実です。実際、だぶついてしまうときには事前に販売をしていましたけれども、今後はそういったことも要望を聞き入れながら、この野菜であればこの農家さん、この野菜であればこの農家さんということで市場のほうでは顧客を持っていますので、そういった販売に力を入れてより収益の上がる市場を目指していきたいと考えまして、今回少し先を見越して経営方向を変化していくと、すぐには難しいのかもしれないですけども、そういった方向で市営市場を運営していきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 庭先集荷というのは本当に牛久独自のものですばらしい取組だなと思ってはいるんですけども、その洗い出しということで今後やっていくというお話でした。ありがとうございました。

それで、基金を今回繰り入れたということで、基金の残高というのが幾らになるのか、その基金を今後どうしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

現在の市場の基金残高でいいますと約1,900万円あります。これを、今年みたいに何もな

しで使っていきますと３年でもう終わると考えております。なので、来年度と再来年度で大きく方向を転換して、少しでも自立に向けた運営ができるように考えて進めていきたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 今、説明の中で庭先集荷７０から８０軒あるということなんですが、その方たちが全て生産者なのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

それと、今基金が１，９００万円、３年で終わると。その後は自立した経営ということなんですが、大体年間でこの２，０００万円弱、その運営で、どのようにした自立した経営をしていくのか。いろいろと、市場まで運べない生産者も抱えながら、やっぱり収益というか、そのところにシフトしていく、その経営の方針というか、そういう転換をお聞きします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

初めに、庭先集荷の７０軒から８０軒というのは全部農家さんです。生産者ということですね。市場のほうでは荷主という言い方をしますが、小さい農家さんでもこれを作っている人がいる、これを作っている人がいるということで、その荷主間の情報も得ていますし、中には仲買人からこの野菜はあの人作っているからとか、ほかの市場に出入りしている方ももちろんいらっしゃいますので、そういった情報を集めながら新たな荷主さん、いい物を作っていても牛久の市場には出していない方、そういったところも回って牛久の市場に出していただけるような方法を取っていききたいと考えております。

あと、その収益を上げるということなんですけれども、これまだそこまで詰めたこと、始まったこと、ありません。ただ、市場の中には、やはり職員の中ではこのままではいけないということもありますし、少しでも、一つ一つ価格を、きちんと市場価格を見た上で、都内なんかよりも少し安値で売っていたりとかそういったことがないように、動きをきちんと把握して今も販売していますけれども、仲買人の方にもその辺を理解していただきまして、牛久の市場だから安く買えるということではなくて、いい物はきちんとした正規の値段、安い物でだぶついている物はもちろん安くはなるんですけれども、都内であつたりとか市場であつたりとか、この辺の土浦もそうですけれども、そういった市場の適正な値段を仕入れて、情報を入れて、それに伴った正規の値段で販売することで、今までよりも利益を上げられると考えております。

以上です。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 市場のほうでは、学校給食の納入の品目についても大きな役割を果たしていると思いますが、この辺の情報ですね。学校との関係ですね。その辺をどういうふうに把握しているのかお伺いします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。



学校給食に関しまして、その農産物に関しましては、教育委員会のほうで献立会議というのを実施しております。それにはうちの職員、あと市場の職員も出ております。その中で、献立を考える上でこの時期にどういう野菜が地場産で手に入るとか、こういった物だったらどこから手に入るのかというのを綿密に詰めております。市場のほうでは、この野菜であればこの農家、この野菜であればこの農家ということで、市内に限らず近隣の農家さんを把握しておりますので、極力市内ということで入手する努力をしております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 この歳出から考えると、手数料は半分以下ですね。これを独立採算にしていくということだとは思いますが、何年くらいでその目標を達成するのか、そういう計画をもってこのような形にしていくのかなと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

すぐにV字回復というのは難しいと思いますが、先ほども申しましたが、基金の残をなくす、なくなる3年をめどに、収益を上げられるような形を取りたいと考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。

以上で、令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑は終結いたします。

次に、議案第23号、令和3年度牛久市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。建設部長。

○山岡建設部長 建設部の山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号、令和3年度牛久市下水道事業会計予算につきまして御説明させていただきます。

令和3年度の下水道事業会計としましては、支出総額を28億5,457万2,000円とする予算を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、2.1%、6,261万8,000円の減となっております。減額の主な理由としましては、令和2年度の国の補正予算に伴い、ストックマネジメント計画に基づく点検調査業務を前倒しして実施することによるものでございます。

予算の主な内容でございますが、収益的収支では収入として公共下水道使用料が8億9,021万円、減価償却に伴う取得財源の収益化としての長期前受金戻入が5億768万円となっております。支出としましては、污水管渠費と污水ポンプ場費を合わせて7,172万1,000円、流域下水道維持管理費負担金として3億8,359万2,000円を計上し、污水管、ポンプ場、流域下水道の維持管理に努めてまいります。また、減価償却費として8億3,119万6,000円を計上してございます。次に、資本的収支では、収入として企業債が3億4,640万円。国からの交付金であります国庫補助金が2億1,490万円となっております。支出としましては、污水管渠費として1億5,209万4,000円を計上し、みどり野地区での污水管整備や、

岡見第一汚水ポンプ場からの圧送管の二条化を進めてまいります。雨水管渠費としては、４億４，７８２万２，０００円を計上し、引き続きみどり野、東みどり野地区、竈田市民の森付近等での雨水管整備を進めてまいります。

以上が公共下水道事業会計の予算概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告いただきましたが、お手元に事業箇所を示した令和３年度当初予算位置図をお配りさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 これより令和３年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 よろしくをお願いします。

３６１ページの委託料の中で、雑草の除去４２０万円というのはこれは場所はどこになるのかお示しいただきたいと思います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 建設部次長兼下水道課長の野島でございます。よろしくお願いいたします。

お答えいたします。

雑草除去の場所でございますが、２か所でございます。１か所が、上町排水区調整池４としまして、刈谷団地とつつじが丘団地の間で整備をしております調整池。それと、下町調整池としまして国道６号沿い、今もう閉店してしまいましたがリサイクルショップ店の向かい側になります、牛久駅より南側になりますが、そちらの２か所の調整池の雑草除去を予定しております。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。利根川委員。

○利根川委員 ３５７ページで、ちょっとこの初めてのことで。減価償却費に対する戻し金ですね。これのちょっと考え方と、どのような計算の仕方をするのか、それをお尋ねします。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

ちょっと詳細な計算方法というのはここで説明するのは非常に難しいんですけども、簡単な考え方というか、ざっくりした考えなんですけど、まず資産を取得したときに、下水道の場合は下水道の管渠であるとか、ポンプ施設であるとかを整備した際に頂いた補助金、もしくは受益者負担金というものを、減価償却に合わせて、例えば管渠でいけば３０年で減価償却しますよといった場合にその１年分の減価償却分に対する国庫補助金であるとか受益者負担金というものを収益化するというような形での計算になります。

以上でございます。

○須藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 どこに戻すのかな。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

まず、減価償却自体が、これ実際にお金の動かない帳簿上の償却費という形になりますので、それに見合うというか、それに見合う形での収益化ということで、実際のお金の動きというものは減価償却についても戻入についてもございません。帳簿上でのマイナス、プラスという形での計上という形です。

以上でございます。(不規則発言あり)

○須藤委員長 ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 牛久の下水道管のあれなんですけれども、老朽化した下水道管というような敷設替えなどの計画があるかどうかですね。それとあと、こういう会計の方式が変わりまして、何か非常に理解するのが大変になってきちゃったんですけれども、この下水道事業の現況と、今後の課題はどのようなことがあるのか伺いたいと思います。

○須藤委員長 次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

まず、老朽化した下水道管などの敷設替えということでございますが、今現時点、平成29年度からストックマネジメント計画という形で下水道施設全体をしっかりとマネジメントしていこうと、これ国の補助金とかその辺の考え方も今そういう形になってはいますが、牛久市としても29年度からストックマネジメントというものの策定に取り組んでおります。令和2年度に、国、県ストックマネジメント計画、取りまとめたものを提出して策定済みという形に現在なっております。令和2年度から刈谷町、第2つつじが丘の中で污水管の中にテレビカメラを入れて、中の老朽具合の調査というものをしております。来年度予算計上はございません。これは、先ほど部長から説明したとおり、国の補正予算に合わせまして、第1回定例会のほうに3月補正という形で令和2年度の補正予算ということで管渠の調査5,200万円、ポンプ場での点検調査1,000万円を計上させていただきましたので、当初予算からはその分を除いたという形になっております。

下水道の現況と課題ということですが、今お話ししましたように、ストックマネジメント計画も当然やっていかなきゃいけないということで、下水道新設の時代から維持管理、改築、更新の時代へと移ってきているというのが現状でございます。先ほど来お話の出ています公営企業会計も令和2年度から導入をいたしまして、健全な経営というものもしっかり見据えて計画を立てていかなければいけないというのが現状でございます。その中での課題ということですが、維持管理、改築、更新というものをしていく上で、効率的、効果的な更新を実施するためには、専門的な知識を有する技術者の確保、これは必ず必須課題だと考えております。また、同じように、公営企業会計の導入をしましたので、この企業会計の専門的な知識を有する職員の確保というものも必須であると考えております。

あと、公営企業会計を入れて、健全な経営というところをにらんだときに、これ国から、令和2年度から国の補助金を頂く交付要件にちょっと追加されてしまったんですけれども、使用料金の見直しが必要かどうかの検討というものを、令和2年度以降公営企業会計を導入した地方自治

体については5年に1度は必ず見直しが必要かの検討をなさйтеということで要件化されましたので、令和2年度から下水道事業公営企業会計を入れました牛久市としましては、令和6年度までに使用料の見直しを検討はしなければいけないということでございます。その辺も見据えて、健全な運営ができるように適正な下水道使用料というのが幾らなのか、そういうものはしっかりと検討していきたいと考えております。以上でございます。

○須藤委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、健全な下水道料金ということでは、ちょっと将来に不安を感じるんですが、現在、県南水道の水道料金と一体に下水道料金が支払われているんですが、これは10リットルまでが1,100円でいいのかどうか、ちょっとその辺を確認をいたします。

それと、今後ストックマネジメントという、これも国のほうの事業なんですけれども、令和3年度についてはこういう事業自体のあれはないということなんです、今後ですね、令和4年、今後の計画になるので今答弁は難しいかと思うんですけれども、今後やっぱり老朽化したというか、そういう下水道管というのは地下にあるものだからなかなか見にくい、分りにくいというものなので、その辺の検査体制というか、そういうものというのは今後どういうふうに考えていくのか伺います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

まず、下水道使用料でございますが、先ほど来お話ししています検討を必ずしなければいけないということで、公営企業会計を入れたからイコール必ず値上げだぞということを言っているわけではないというのは御理解いただきたいと思います。

10立米で1,100円というのが今基本料金かということですが、おっしゃるとおりでございます。

今後、ストックマネジメントの、地中に埋まっている管のほうについてですけれども、今回議会で資料請求をしていただいて資料を出させていただいています、令和4年度以降も今回3月補正で上げさせていただいているものと同じように、テレビカメラを入れて点検調査というものをしていきます。一応、令和4年度以降、あくまでこれはストックマネジメント基本計画上の割り振りではございますけれども、2億円規模の費用をかけて汚水、雨水、それとポンプ場という形で、ストックマネジメントに基づいて予防保全的な修繕を進めていくという予定をしております。

以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

以上で、令和3年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもちまして、令和3年度牛久市各会計予算審査についての質疑を終結いたします。

ここで、文化芸術課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 文化芸術課、糸賀でございます。

昨日の教育委員会予算常任委員会の中で、利根川委員より御質問のありました事業名「文化財を保護継承して活用する」の中で訂正がございますので申し上げたいと思います。

利根川委員より御質問がありました内容につきましては、牛久シャトー本館２階にあります絵画については、市の文化財として適正に管理、保存されているのかという御質問に対しましてお答えした内容でございますが、正しくはこちらの２枚の絵画につきましては本社であるオエノンホールディングス株式会社の所有する備品でありまして、市の文化財ではございません。したがって、建物と一体化して管理してはおりますが、２枚の絵画を含めて市の文化財として管理しているという部分の答弁を訂正いたします。

以上でございます。

○須藤委員長　ここで、暫時休憩し、再開後討論及び採決を行います。再開は、１７時２０分といたします。

午後５時１２分休憩

---

午後５時２０分開議

○須藤委員長　休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。討論はありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員　それでは、閉会中の事務調査を提案いたします。今予算常任委員会、初めてこういう形で開かれました。審議の中でも継続して審査する項目が多々あると判断いたします。例えば牛久シャトー、エスカード牛久ビル、そして財政全般について、閉会中の事務調査を提案をいたします。

○須藤委員長　ここで、着座のまま暫時休憩です。

午後５時２０分休憩

---

午後５時２１分開議

○須藤委員長　再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

なければ以上で討論を終結いたします。

ただいま、委員より閉会中の事務調査の申出がありました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長　異議なしと認めます。よって、議長宛てに閉会中の事務調査の申出をいたしたいと存じます。

それでは、これより付託されました６件の議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第１８号、令和３年度牛久市一般会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 賛成少数であります。よって、議案第 18 号は否決されました。

次に、議案第 19 号、令和 3 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、令和 3 年度牛久市青果市場事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、令和 3 年度牛久市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、令和 3 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、令和 3 年度牛久市下水道事業会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。異議ありですか。

○利根川委員 今回の審議の中で、1 項目、スポーツ推進に関して、運動公園の野球場を積極的に活用するという意味で、プロ野球の誘致ということを議会と市として積極的に取り組んでもらいたいということを委員長報告の中に入れてください。答弁の中でも、担当課長からその方向で進めたいという答弁がありましたので、ぜひよろしくお願いします。

○須藤委員長 事務局長、これは（不規則発言あり）再開いたします。

ただいまの利根川委員の御発言は承りました。

○須藤委員長 ほかに、委員長作成に関して。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

これをもちまして予算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 5 時 2 7 分閉会